

長浜市みどりの基本計画

長 浜 市

令和4年3月改定

目 次

序章 計画の改定にあたって

1. みどりの基本計画とは	2
2. 計画改定の背景と趣旨	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の目標年次	4
5. 計画の前提条件	4
6. 計画の対象とするみどり	5
7. みどりの効果と機能	6
8. 計画改定の視点	7

第1章 長浜市のみどりの現況と課題

第1節 都市の現況	14
1. 自然的状況	14
2. 社会的状況	20
第2節 みどりの現況	30
1. 緑地の変遷	30
2. 都市公園等	31
3. 歴史的資源	35
4. 自然景観特性	35
5. 都市緑化や環境対策への取組	36
6. みどりに関する活動	37
第3節 生物多様性に関する現況	38
1. 植生	38
2. 動物相	46
3. 生物多様性に関する取組み	48
第4節 みどりに関する市民アンケート調査	52

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念（計画の基本的な考え方）	56
第2節 将来像（目指すべき姿）	57
第3節 基本方針	58
第4節 計画の目標	59

第3章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

第1節 施策の体系	62
第2節 緑地の保全及び緑化推進のための施策	64
1. みどりを“まもる”	64
2. みどりを“うみだす”	67
3. みどりを“いかす”	71
4. みどりを“つなぐ”	75

第4章 重点的・先導的に取り組むみどりづくり

第1節 重点的・先導的に取り組むみどりづくりの基本的な考え方	80
第2節 市全域を対象に取り組む施策	81
第3節 特定の地域において取り組む施策	83
第4節 先導的なみどりづくりを推進するための検討課題.....	92

第5章 計画の実現に向けて

第1節 市民、事業者、市の役割	96
第2節 実現化に向けた推進体制の確立	97
第3節 進行管理	98

序章 計画の改定にあたって

序章 計画の改定にあたって

1. みどりの基本計画とは

「緑の基本計画」(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)は、都市緑地法に基づき、住民にもっとも身近な自治体である市町村が、みどりの現状やみどりに対するニーズを踏まえ、独自性や創意工夫を発揮し、まちのみどりについて将来のあるべき姿と、それを実現していくための方針や施策を明らかにするものです。

具体的には、長期的な視点に立ち、将来的に確保すべき緑地の目標量を定め、みどりの持つ種々の機能を踏まえて、環境保全・レクリエーション・防災・景観形成等の観点から系統的な緑地の配置計画を定め、緑地の保全、公園の整備、市役所や学校等の公共施設をはじめ、住宅地の緑化などを、総合的かつ計画的に推進するための施策を立てています。

この計画を進めていくためには、市民・市民団体・NPO・事業者・大学等と行政が協働して、総合的に推進していくことが大切です。

2. 計画改定の背景と趣旨

みどりは生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、まちの良好な環境や景観を形成するほか、健康づくりやレクリエーション、防災においても重要な役割を果たしています。

近年、地球温暖化にともなう気候変動などの環境問題が顕在化し、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など地球環境に配慮した取組が必要になっています。また、少子・高齢社会や多様化・高度化する市民ニーズに対応し、真に豊かさを実感できる都市環境の構築や、安全・安心のまちづくりに向け、地震をはじめとした自然災害に脆弱な都市構造の改善などが求められるなか、これらの課題に対し多様な役割を果たすみどりを確保することが大切になっています。

本市は、平成12年に旧長浜市において「緑の基本計画」を策定し、平成18年2月の1市2町合併後に計画を再構築して平成21年3月に「みどりの基本計画」を策定しました。

平成22年1月の1市6町合併により市域が拡大したことから平成23年3月に一部改定を行い、平成29年4月にも都市計画区域の再編等を踏まえ一部改定を行っています。

今回、1市6町合併後の改定から約10年が経過し、人口減少社会の到来など社会情勢が大きく変化していることや、都市緑地法の改正等法体系等が大きく変化していることから、市内のみどりの現状や変化、市民意識の変化等を踏まえ計画の一部を改定するものです。

3. 計画の位置付け

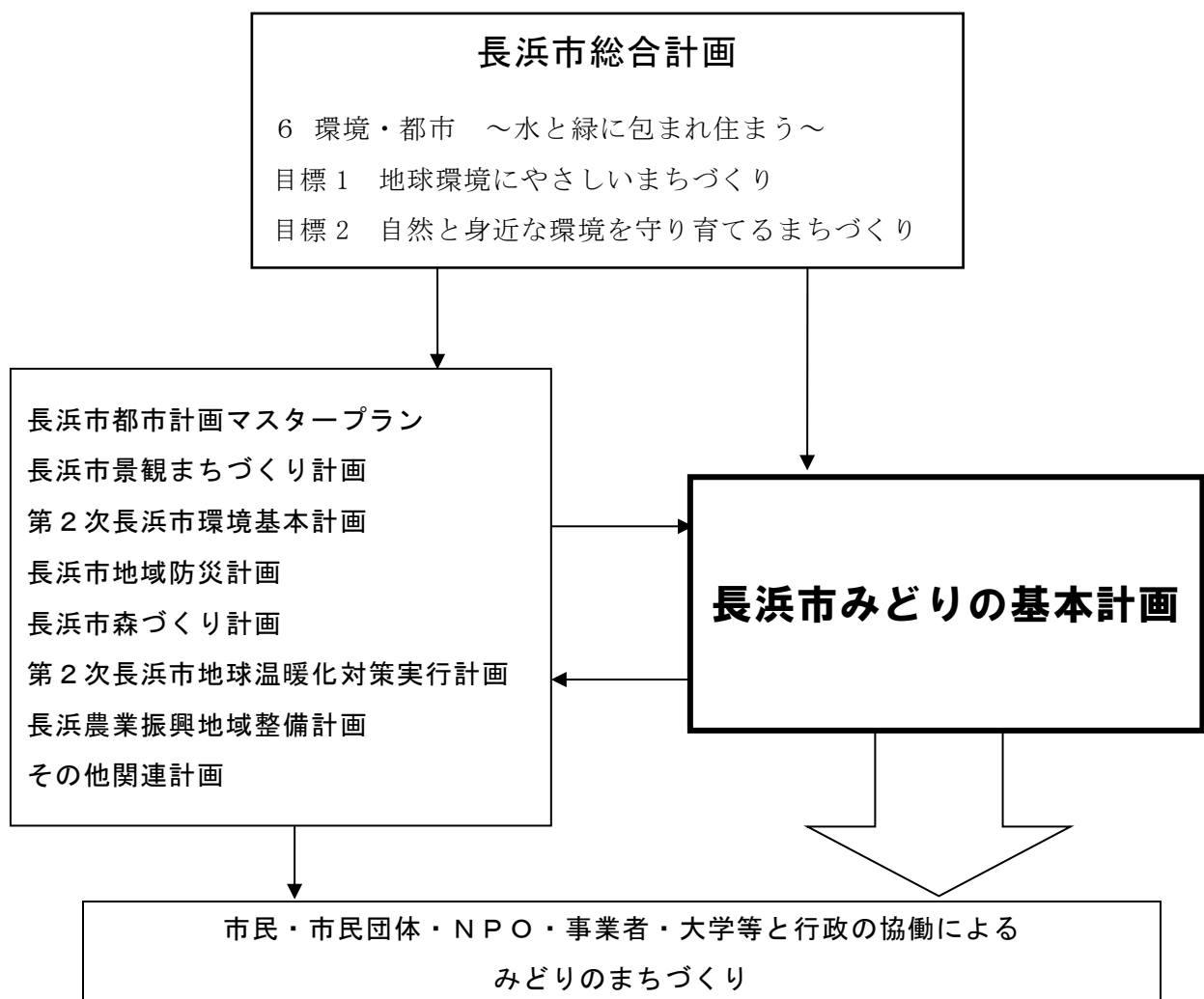
「長浜市みどりの基本計画」では、「長浜市総合計画」における「めざすまちの姿」の実現に向けて、関連計画となる「長浜市都市計画マスタープラン」などとの整合を図りつつ、みどりのまちづくりについての基本的な考え方と施策の方向性を明らかにします。

みどりに関連した具体的な事業等を進める際には、本計画に定めた基本的な方向に整合するよう進めることとなります。

また、都市計画公園や都市計画緑地などみどりに関わる都市計画施設の都市計画決定や変更の際には、本計画がそれらの根拠としての機能を担います。

なお、この計画の骨子については、「長浜市都市計画マスタープラン」の公園・緑地の整備方針に反映します。

■計画の位置付け



4. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、10年後の令和13年度とし、今後の社会動向や計画の進捗状況により、必要に応じて計画を見直すこととします。

5. 計画の前提条件

本計画における公園緑地の整備や保全の量的な目標を設定するため、前提条件となる計画対象区域、人口の見通しを次のとおり設定します。

なお、将来の市街化区域面積は、都市計画マスタープランで設定されていないことから、本計画では現在の市街化区域面積を用いることとし、また、人口の見通しについては、長浜市人口ビジョンの目標年度における人口を用いて計画するものとします。

■計画対象区域

計画対象区域	うち都市計画区域
長浜市全域 53,963ha (琵琶湖を除く)	19,854.6ha (彦根長浜都市計画区域 4,550ha) (長浜北部都市計画区域 15,304.6ha)

■人口の見通し

年 次	現況 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
人口(人)	113,636	106,114

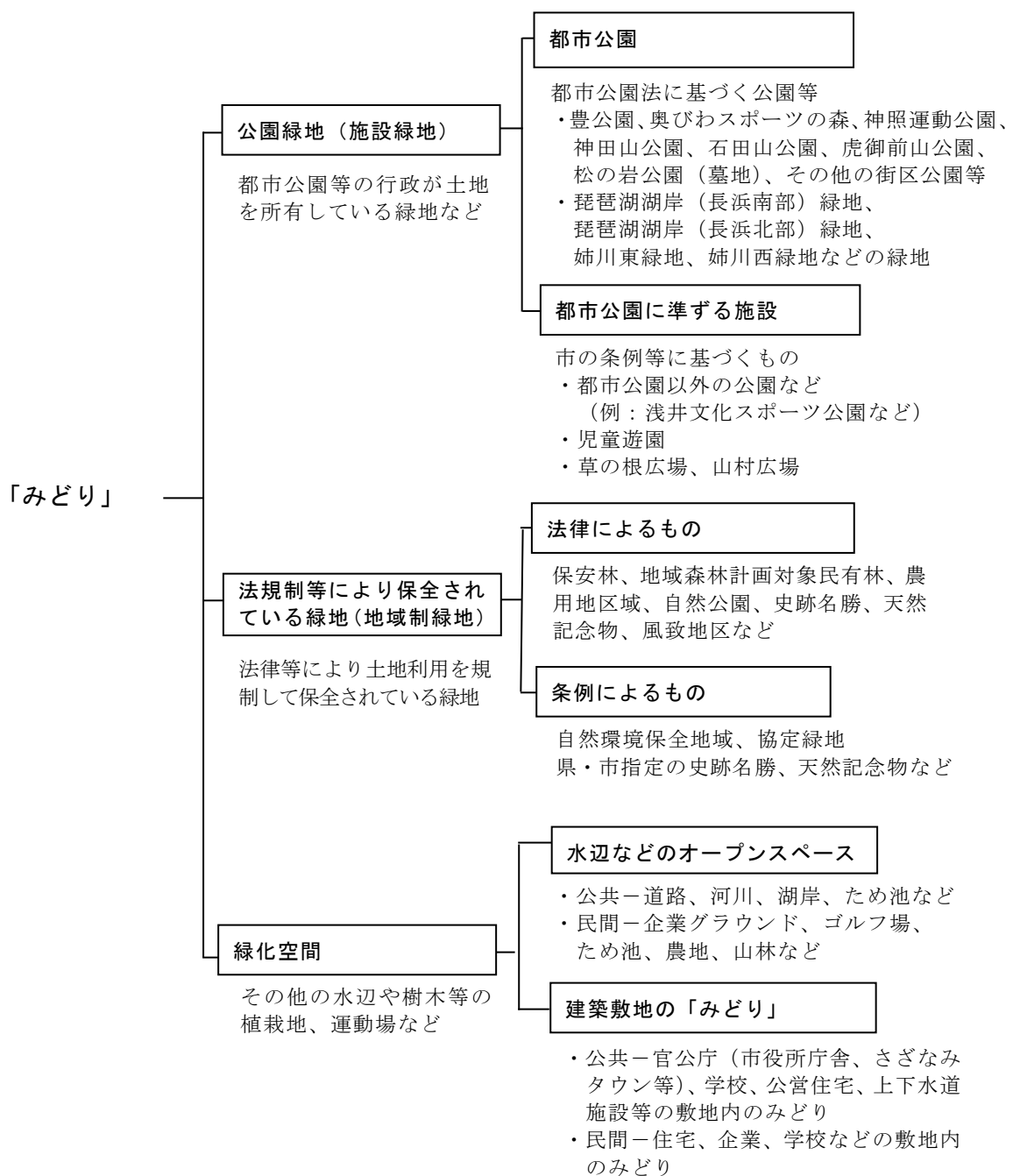
注：令和2年度は国勢調査、令和13年度は長浜市人口ビジョンによる

6. 計画の対象とするみどり

本計画の対象とする「みどり」は、都市公園法や市の条例に基づく都市公園・児童遊園などの緑地、樹木などの植物、植物が生育する山地・農林地といった土地とあわせ、広場、運動場、湖沼・河川、ため池、道路の歩道や中央分離帯などといった、緑化を図るべき空間とします。

また、「みどりづくり」とは、このような「みどり」をつくり、適切に保全・管理し、次代へ引き継いでいくものとします。

■みどりの基本計画の対象とする「みどり」



7. みどりの効果と機能

みどりは、単に物理的・空間的な役割だけでなく、快適で安全な市民生活を営むうえで、欠くことのできない重要な役割を担い、また、多様な機能を持っています。このため、みどりが果たす様々な機能を十分に理解し、保全・活用していくことが大切です。

【環境保全】

人と自然が共生する都市環境を確保することができます。

みどりは、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和などにより、都市環境の改善や騒音・振動の緩和などの機能があります。

また、みどりは多種多様な生物の生息・生育環境として、固有の生態系を創出する場所として生物の多様性を確保するうえで重要な役割を果たし、人と自然が共生する持続可能な都市を形成することができます。

【レクリエーション】

みどりの持つ多様な機能の活用により、余暇活動の空間を確保できます。

都市化の進展に伴い自然とのふれあいを求める市民意識が高まるとともに、自由時間の増大や価値観の多様化などにより、市民の余暇活動も高度化・多様化しています。

みどりの持つ多様な機能を活用することにより、健康づくりの場、公園などでの遊びを通じた子どもの成長の場、スポーツ・レクリエーションの場、教養・文化活動の場など、需要の変化に対応した質の高い余暇空間を確保することができます。

【防災・減災】

災害防止や避難地・救援活動拠点などの機能により、まちの安全性を確保できます。

公園や緑地は大地震や大火災の発生時において、避難地や避難路、火災の延焼防止帯やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点などの多様な機能をもっています。

また、雨水の貯留による浸水防止、流量の調節、洪水の防止等の効果があり、みどりは、まちの安全性・防災機能を高めることができます。

【景観形成】

多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。

四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子どもたちの感受性を育み、市民の生活に安らぎと潤いをもたらすことができます。

また、みどりは、固有の文化や歴史等と深く関わっているため、みどりを適切に活かすことにより、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。

8. 計画改定の視点

(1) 社会情勢の変化

地球環境問題の進行

地球温暖化が進行し、気候変動の影響と考えられる豪雨・洪水等のリスクが顕在化しています。地球温暖化問題に対応するため、平成28年（2016年）には京都議定書の後継となるパリ協定が発効し、我が国では令和12年度（2030年度）を中期目標として長期目標である令和32年度（2050年度）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

令和2年10月26日には菅総理大臣が就任後初の所信表明演説において、日本が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

温室効果ガス吸収源対策として、地球温暖化対策の取組の強化と脱炭素社会の実現に向けて、みどりの保全の必要性がこれまで以上に高まっています。

なお、カーボンニュートラルの観点から再生可能エネルギーとして太陽光発電の普及が進んでいますが、山林や農地を利用した大規模な太陽光発電については、周辺環境との調和や災害防止等の観点から、農地や緑地の保全への配慮が求められます。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーゼーズ）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までの国際目標です。国内においても平成28年（2016年）に国の指針として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、優先課題の1つとして「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が挙げられています。みどりの活用推進により、SDGsの個別目標「⑪持続可能な都市」「⑬気候変動対策」「⑭海洋資源の保全」「⑮陸域生態系の保護」等への寄与が期待されています。

2015年9月に国連サミットで採択された国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すもので、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。

SDGsの17のゴール



【出典】国連広報センター

生物多様性の確保

平成20年に生物多様性基本法が制定され、平成23年には生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針の改正が行われています。これらを受け、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息・生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して緑地を配置し、都市におけるエコロジカルネットワークの形成を図ることが求められています。

本計画の対象となる「みどり」は多様な生物の生息場所であり、生物多様性に富んだ環境づくりには必要不可欠な要素となっています。そのため、持続可能で豊かな都市を支えるためにも、生物多様性に配慮した緑化の推進や緑地の保全が重要になっています。

地球上には多様な生き物が存在しています。それらの生き物は、自分1人だけ、1種だけでは生きていくことができません。なぜなら、食料品や水、医療品等は多様な生き物が共生する豊かな自然環境から得られるものだからです。他の生き物とのつながりがあって、生きていくことができます。生物多様性とは、簡単に言うと、こうしたつながりあう様々な生き物が共生していることを指します。生物多様性があることで、食材の供給や地球環境の維持等、様々な恩恵を受けています。

生物多様性には下記のように、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルがあるとされています。

○生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等、多様なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。

○種の多様性

動植物から細菌等の微生物に至るまで様々な種類の生き物が生息・生育していること。

○遺伝子の多様性

同じ種でも、遺伝子レベルでは違いがあることから、形や模様、生態等に多様な個性があること。

【出典】環境省「生物多様性国家戦略2012-2020」

環境省HP

国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

人口減少社会の都市づくり

人口減少社会に突入し、これまでの人口増加を前提とした拡大する都市づくりから、少子高齢化のさらなる進行を前提とした成熟した都市づくりの時代を迎えています。

このような時代においては、自立した生活圏を形成するコンパクトな都市づくりが求められ、市街地では都市の魅力や生活の質を高めるみどりの創出が、市街地の周辺や郊外地ではみどりの適切な保全がこれまで以上に求められます。

また、厳しい財政状況の中では、これまで整備を進めてきたストックの活用が求められることから、みどりづくりにあっても、既存の公園・緑地などの有効活用や、市民や事業者と行政の協働による質の高い公園管理などの取組が大切になっています。

長期未整備の都市計画公園の見直しなど、効果的な施設配置も求められています。

個性ある地域づくり

社会の成熟化に伴い、人々の価値観が多様化するなか、生活空間の質的な向上、地域の個性ある良好な景観の形成が求められるようになってきました。平成16年には、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境を形成するため、「景観緑三法」として、景観法が制定、都市緑地保全法、都市公園法が改正されました。

また、民間活力を最大限活かしてみどり・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進するため、平成29年には都市緑地法、都市公園法等の一部改正も行われており、こうした背景からも、地域における良好な景観の形成、都市とみどりのあり方を考え、民間と連携しながら、個性的で活力のある地域づくりが求められるようになっていきます。

安全・安心のまちづくり

近年、自然環境の急速な変化に伴い、洪水や土砂災害を引き起こす短時間強雨の増加が続いています。また、地震災害も多発する傾向にあり、気象庁が地震名を付す大規模な地震は、過去20年間で9回に及んでいます。

このようなことから、地域レベルでの防災の取組、都市の防災機能の向上など、安全・安心の体制や都市づくりが強く求められるようになっていきます。

市民協働のまちづくり

地域の特色を活かした個性豊かなまちづくりを推進していくには、市民と行政との協働による取組が不可欠であり、市民、市民団体、NPO、事業者、大学等の多様な主体と相互に補完的な関係を築くことが必要です。

平成29年6月の都市公園法改正では公募設置管理制度（Park-PFI）が創設され、財政負担軽減を考慮しつつ多様化する市民ニーズに対応した公園の整備・運営が可能となりました。本市でも、Park-PFI制度をはじめとした民間活力を最大限に活用した取組が求められます。

コラム Park-PFI とは

平成 29 年の都市公園法改正により新設された「公募設置管理制度」で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、「Park-PFI」（PFI: Private Finance Initiative）と称します。

Park-PFIのイメージ図



【出典】国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」

（２）長浜市の特性から

みどりづくりを進めるうえで、長浜の風土や歴史、これまで進めてきたまちづくりなど大切な視点があります。こうした視点は、長浜の個性や特性でもあり、これらを活かし、磨きをかけながら、みどりのまちづくりを展開することとします。

伊吹へ連なる山なみと琵琶湖の水に育まれた自然豊かなまち

伊吹の山なみをはじめとする背後の山々から里へ吹き込む風と、山々を源とする姉川などの河川の水が琵琶湖へ注ぎ込み、多様な動植物が生き豊かな自然があふれる都市環境を形づくってきました。こうした自然と私たちの暮らしが結びつき、今に生きる私たちに安らぎと潤いを与える自然環境が残され、四季の趣に彩られた美しい景観を見せています。

湖北地域の経済や文化を築くまち

本市の中心市街地は、豊臣秀吉公の長浜城築城以来、湖北地域の中心都市として発展し、江戸時代にはちりめんやビロードにより商業が栄え、明治時代の初めには、国内で３番目の官営鉄道の敷設、滋賀県第一小学校が建設されるなど、地域の文化拠点の役割を果たし、現在も、地域の経済や文化を牽引するまちです。

多様なまちの要素が適度に集積するまち

中心市街地と幹線道路沿いの新たな市街地を取り巻くように田園地帯が広がり、さらにその周りには山々が広がりを見せるなど、都市と自然が共生する地方都市です。また、多様な歴史・文化を持った個性豊かな地域がまとまって一つのまちを形成し、都市に必要な様々な機能が適度に集積した、暮らしやすいまちと言えます。

独自の歴史文化と市民の元気がつくりあげるまち

竹生島、北国街道や含山軒庭園・蘭亭庭園のある大通寺、木之本地蔵院（浄信寺）、国宝十一面観音で知られる渡岸寺観音堂（向源寺）といった歴史文化資源が数多く残され、また、曳山祭に代表される伝統が独自の歴史・文化を育んできました。こうした歴史・文化は、今も私たちに受け継がれるとともに、市民の元気の源となって、全国的に評価されるまちづくりが展開されています。

● 第1章 長浜市のみどりの現況と課題

第 1 章 長浜市のみどりの現況と課題

第 1 節 都市の現況

1. 自然的条件

(1) 位置及び面積

長浜市は琵琶湖の北東に位置し、総面積は 681.02 km²（うち陸地 539.63 km²）で、北は福井県、東は岐阜県に接しています。

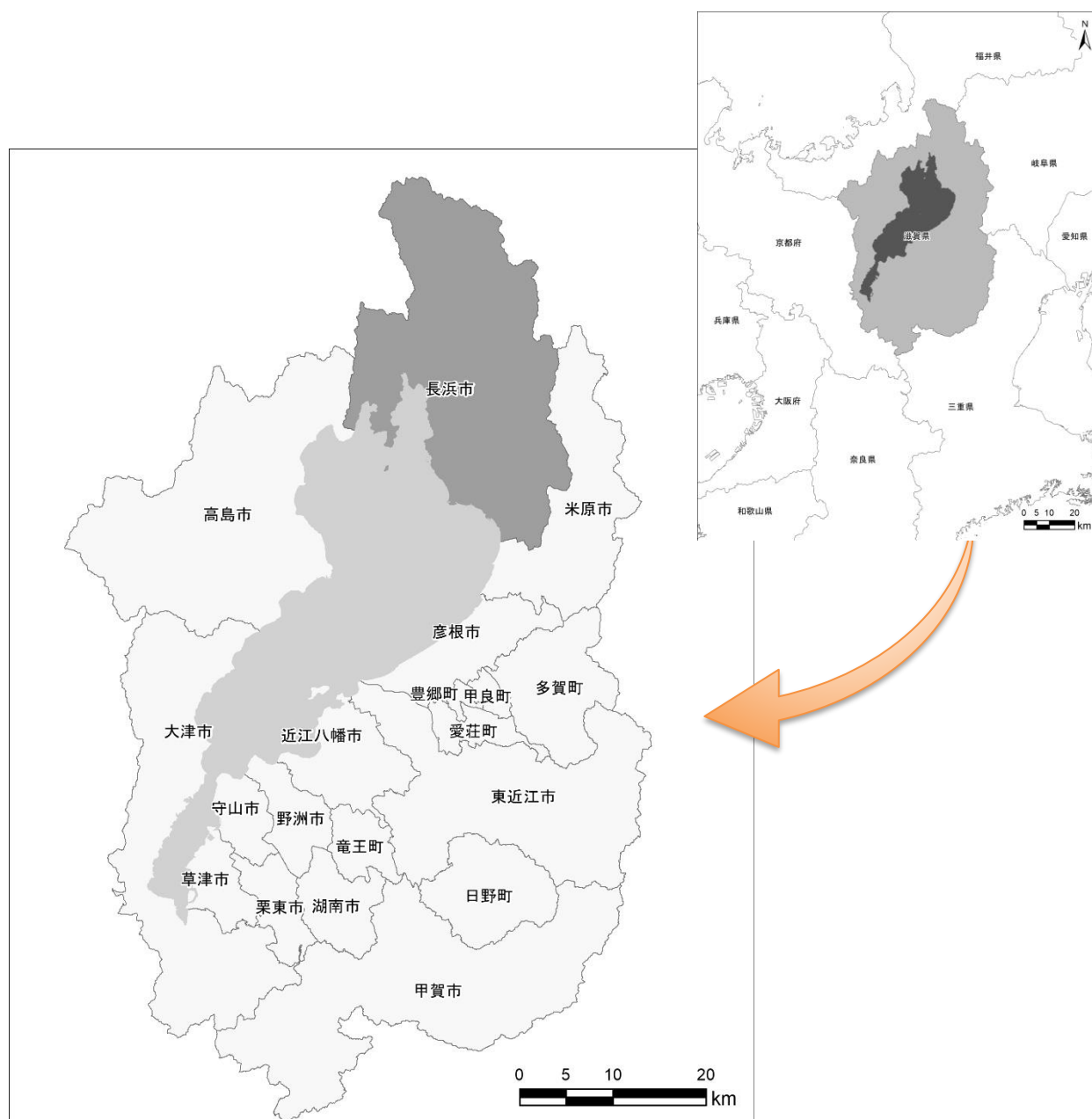


図 1 - 1 長浜市の位置

(2) 地形・水系

1) 地形

本市の地形は、市域中央部を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大きく分かります。(図 1-2)

山地部では、傾斜度が 20 度を越える斜面が分布しています。(図 1-3)

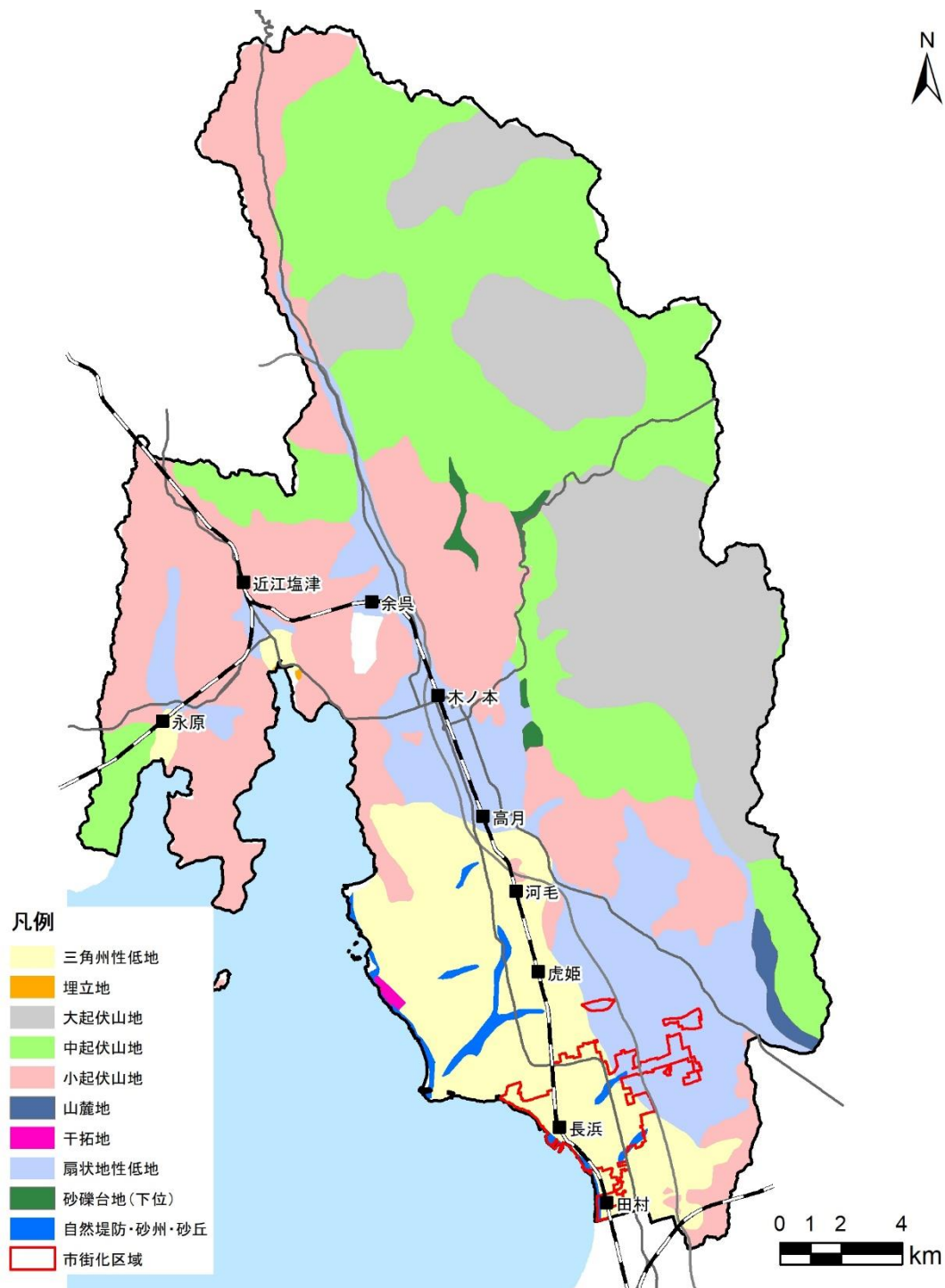


図 1-2 地形区分

出典：土地分類基本調査

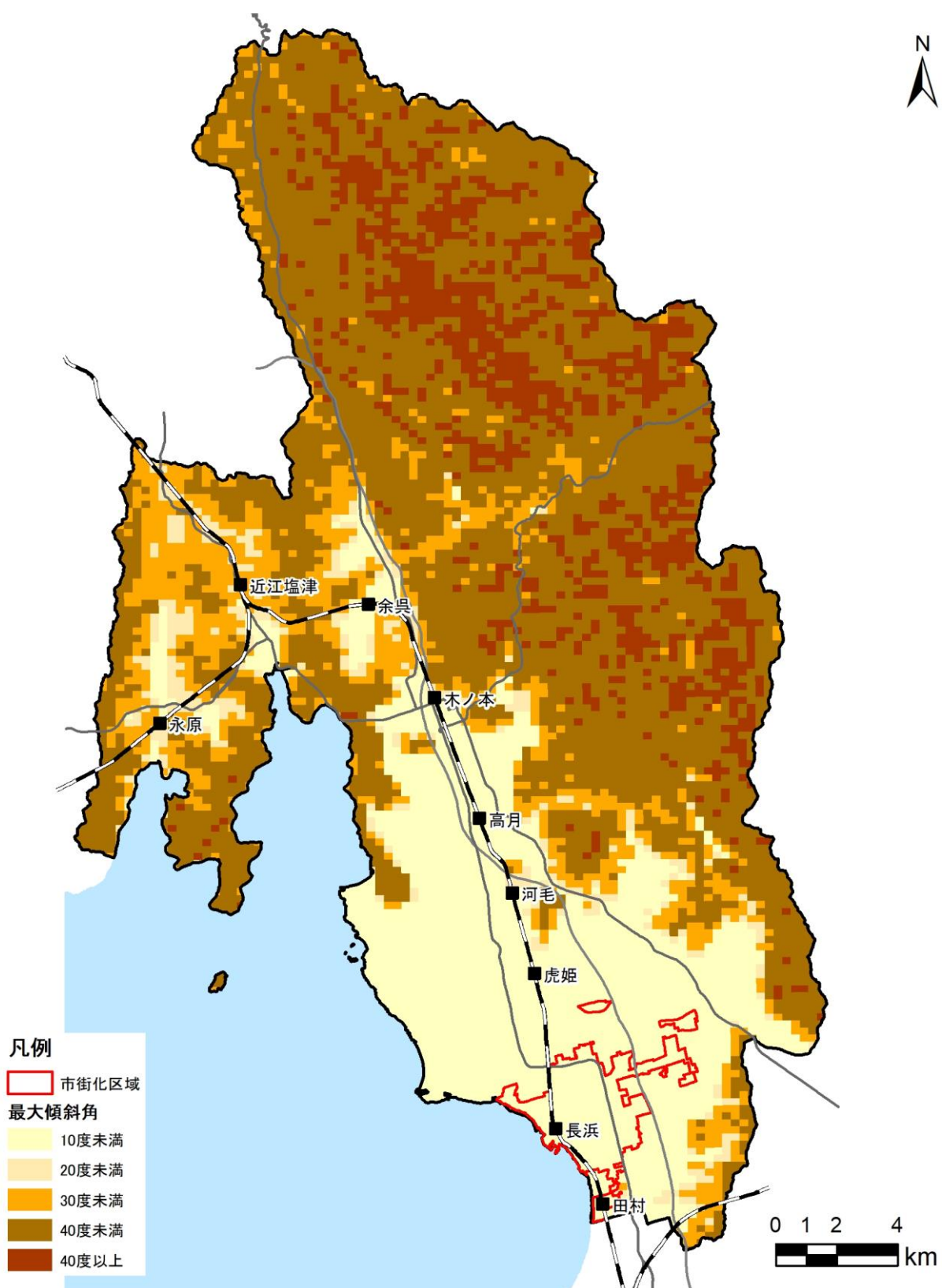


図 1－3 地形傾斜

出典：国土数値情報

2) 地質

図 1-4 に本市の表層地質を示します。

低地部は主に礫で構成されており、山地部の多くは砂質粘板岩となっています。

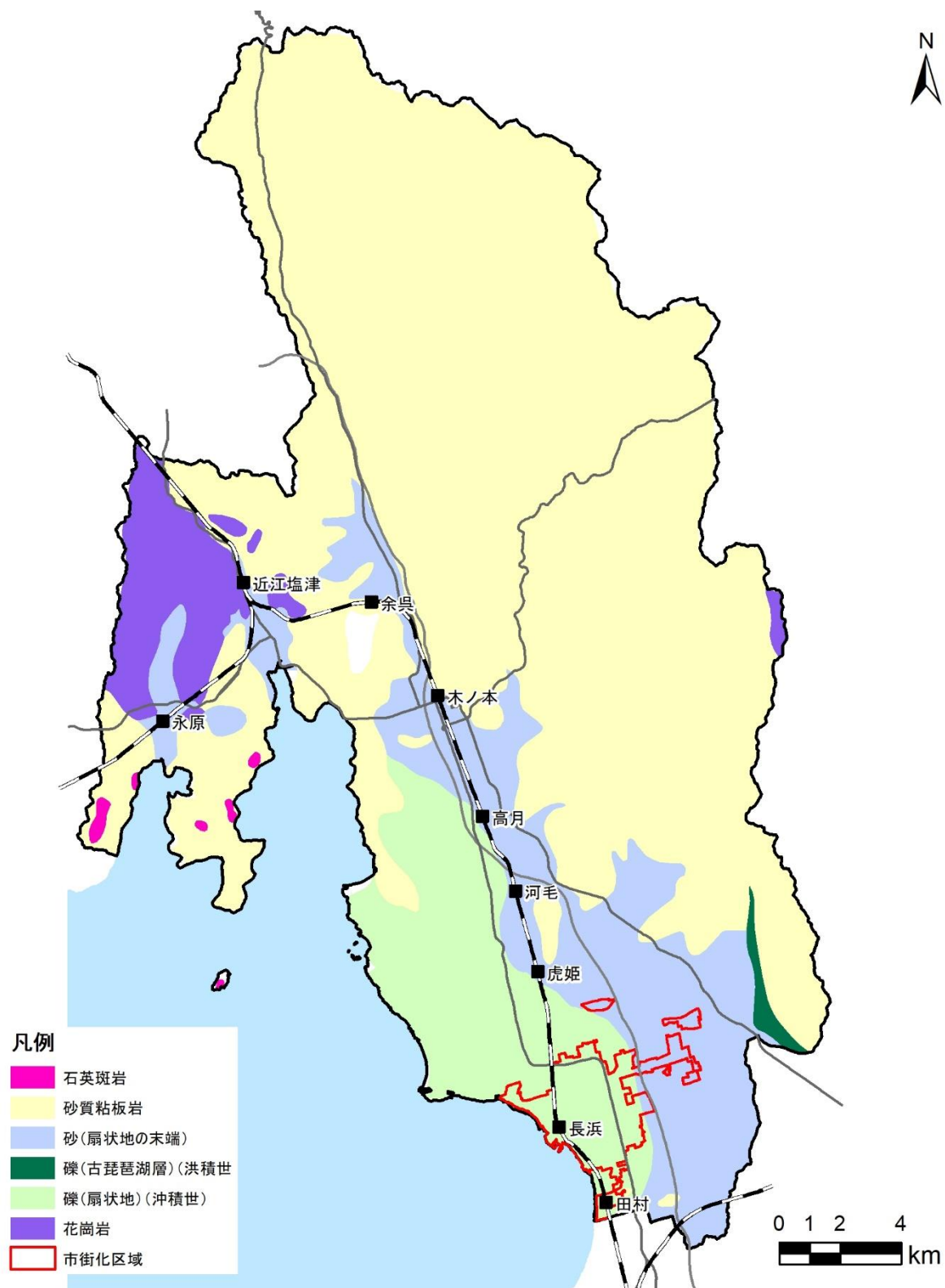


図 1-4 表層地質

出典：土地分類基本調査

3) 水系

本市の主要河川としては、姉川・草野川・高時川・余呉川などの河川が市域の大部分を縫うように流れ、いずれも琵琶湖に注いでいます。

姉川や草野川・高時川・余呉川は、自然環境も豊かで、市街地周辺や市街地を流れる長浜新川や米川、十一川などは、市民が水辺に親しむ空間となっています。

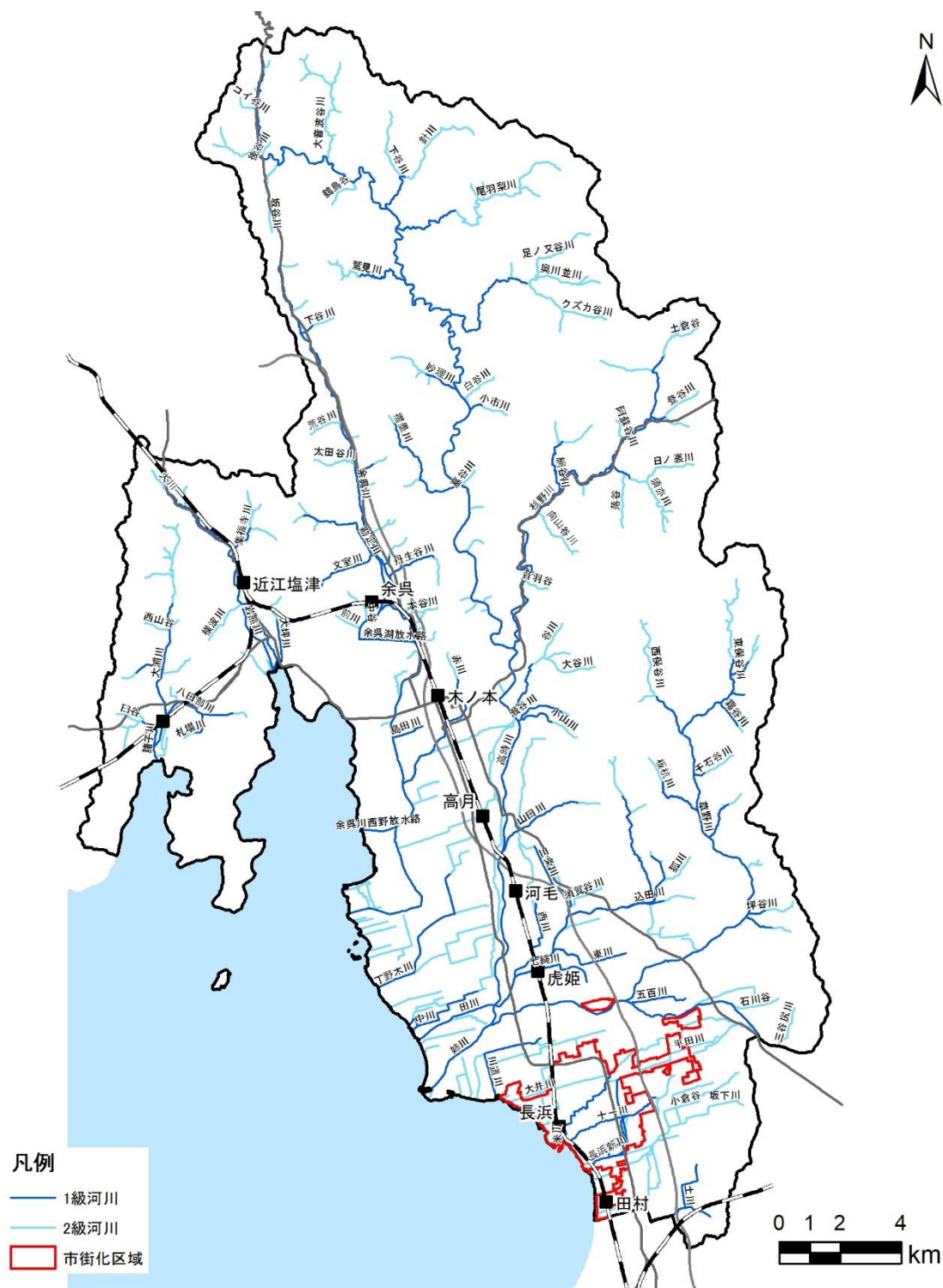


図 1-5 水系図

出典：国土数値情報

(3) 気象

本市の気候は、日本海型気候に属しており、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすい日が多い一方、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量が多く、市域の一部は豪雪地帯や特別豪雪地帯に指定されています。

年間平均気温 13.9℃、最高気温の平均値 18.7℃、最低気温の平均値 9.6℃となっています。また、1年のうち最高気温が現われるのは、7月から8月にかけてで、最低気温は1月又は2月に現われています。

降水量は、梅雨時期の6～7月、台風時期の9月に多い傾向にあるが、市南側の湖岸部と市北側の山間部によって傾向が異なっています。

(4) 災害特性

本市で想定される災害は、以下のとおりです。

- 大雨によって姉川、高時川、余呉川、天野川が決壊した場合、大水害の危険があります。姉川の上流に姉川ダムが建設され草野川合流前までの中上流区間の流量調節の効果が一定程度期待されますが、草野川や高時川合流後の下流区間については現状でも水害の危険があります。
- また、姉川ダムでも大きく想定を超える雨量になった場合はダム流入量と等しいダム放流量となり、中上流区間も決壊の危険は避けられません。なお、姉川、高時川、余呉川、天野川の「洪水浸水想定区域図」が県によって作成されており、市内の多くの地域で浸水被害が想定されています。
- 市内の中小河川は、流域が小さく上流域で降った雨水の到達時間が短いため、雨足が強くなると直ちに水位が上昇します。これによって、市内の中小河川が増水し、低地域で浸水被害が発生する危険があります。
- 市域東部、東北部及び北部の山地部には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所が多く分布しており、その一部は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）」に基づく警戒区域や特別警戒区域に指定されています。よって、大雨によって土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する危険が極めて高くなっています。山地・丘陵地の麓部で土砂災害が発生した場合、人命や家屋への被害が発生する可能性があります。
- 大雨が続いて琵琶湖の水位が上昇した場合、琵琶湖岸沿いの低地部において浸水し、農地や家屋に浸水被害が発生する危険があります。

（長浜市地域防災計画より）

2. 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、2020年時点で113,636人（国勢調査）となっています。

人口は、1970年から2005年において緩やかに増加傾向を示していましたが、2005年をピークに減少傾向に転じています。

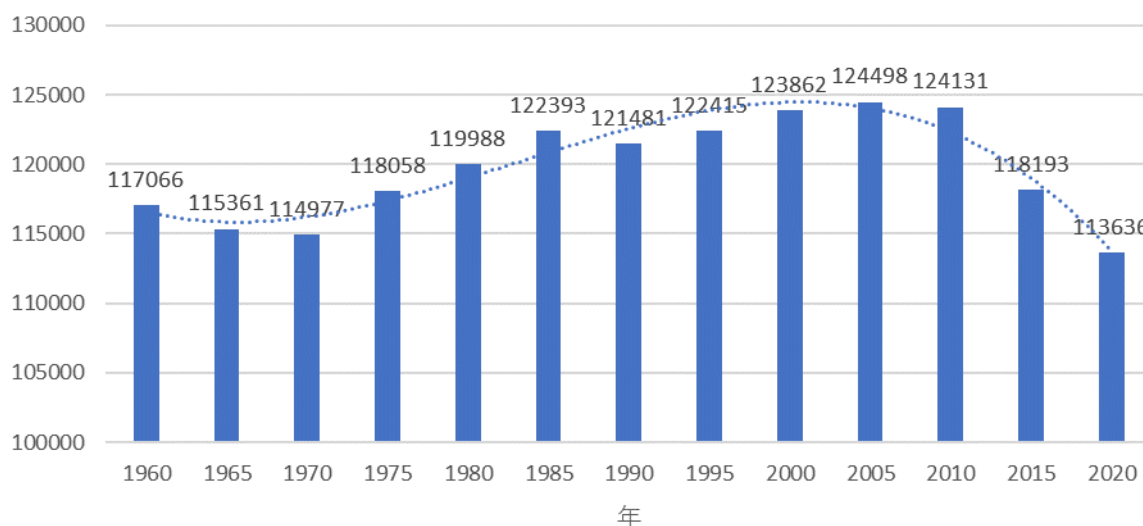


図 1-6 人口の推移

(2) 産業

1) 産業構造

本市の産業大分類別就業者数は、増減を繰り返しながらも横ばいが続く中、第一次産業の就業者数は大幅に減少し、一方で第三次産業の就業者数は増加しています。

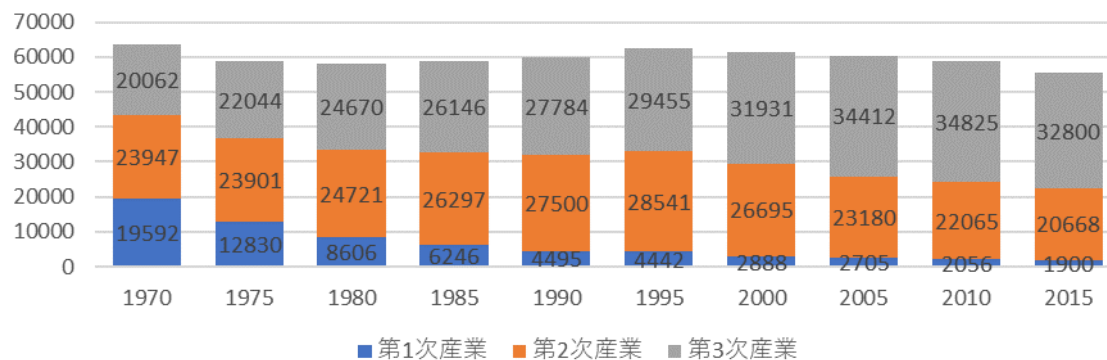


図 1-7 産業大分類別就業者数の推移

出典：国勢調査

2) 農林業の状況

本市の保有形態別林野面積の状況は表 1-1 のとおりで、林野の大半が民有林で、その中でも個人所有林が多く割合を占めています。

表 1-1 保有形態別林野面積（単位：ha）

国有林	民 有 林							
	公 有 林			私 有 林				
	県	市町 村	財産 区	個人	公社・ 公団	生産 森林組合	集落	その他
3,301	793	364	361	15,389	5,034	4,468	5,250	2,334

注)：その他は「会社」「社寺」「その他」
出典：長浜市統計書（調査年は平成 30 年度）

総農家数は、2010 年から 2020 年の 10 年間で 4,760 戸から 3,000 戸となり、約 4 割の減少となっています。

また販売農家数は、2010 年から 2020 年の 10 年間で 2,924 戸から 1,629 戸となり、約 4 割の減少となっています。

表 1-2 農家数の推移

項 目	2005 年	2010 年 ①	2015 年 ②	2020 年 ③	10 年間の 推移 ③-①
総農家数（戸）	5,776	4,760	3,843	3,000	-1,933
販売農家数（戸）	3,888	2,924	2,270	1,629	-1,618

出典：農林業センサス

(3) 土地利用

土地利用現況

本市の土地利用の状況は、図 1-8 に示すとおりです。

市街化区域は、市街地や道路・鉄道等の都市的土地利用が約 71%を占め、農地、森林等の自然的土地利用が約 29%となっています。

一方、市街化調整区域は、自然的土地利用が約 92%を占め、都市的土地利用が約 8%となっています。

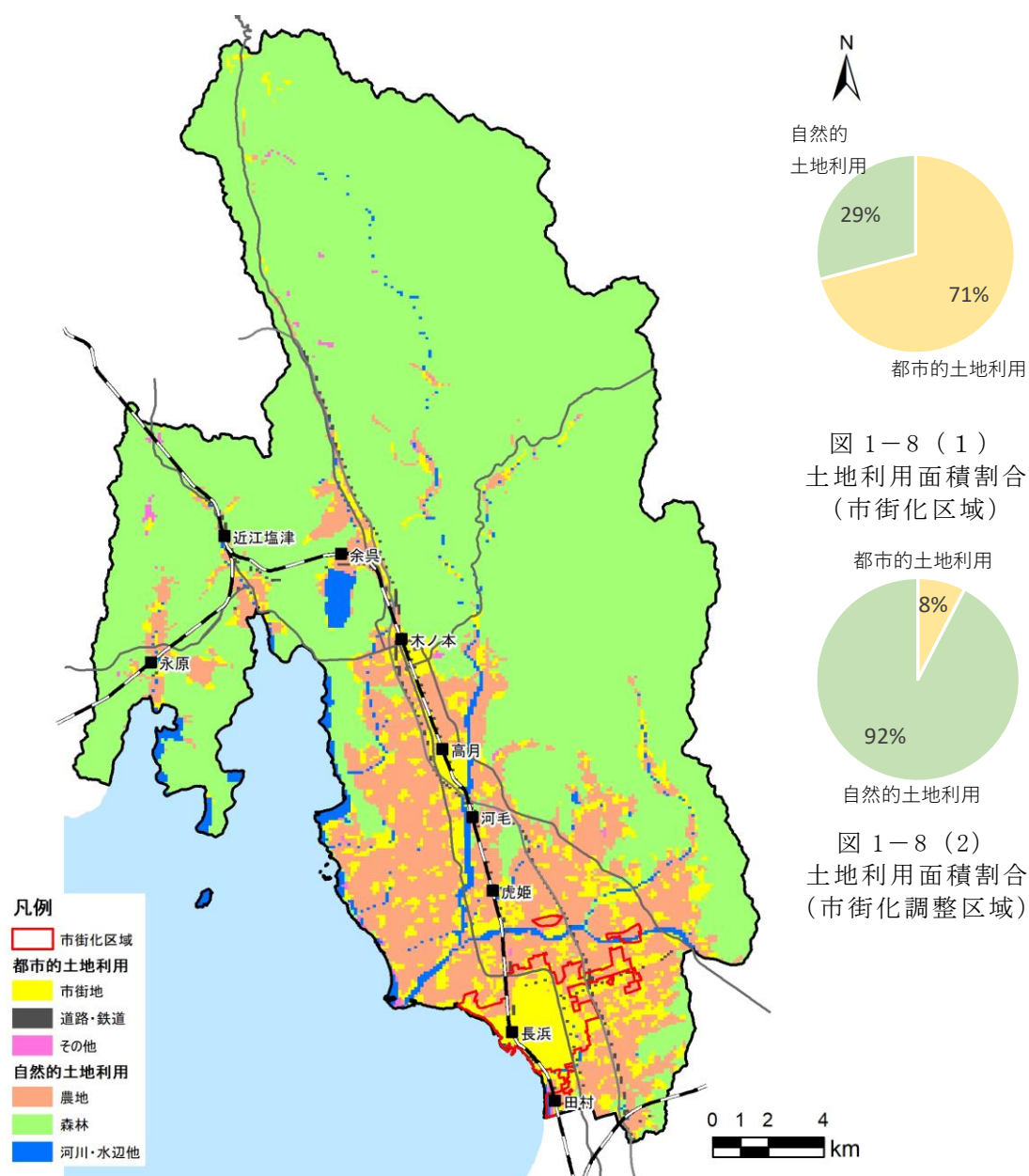


図 1-8 土地利用現況図

出典：国土数値情報

(4) 市街地の進行状況

人口集中地区（DID 地区）※は、昭和 35 年（1960 年）時点で長浜駅周辺に設定されていましたが、40 年後の平成 12 年（2000 年）には北部、東部に広く拡大しています。（図 1-9）

DID 地区面積は、昭和 35 年（1960 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて 2.9 倍に拡大しています。

※人口集中地区（DID 地区）は、国勢調査で設定されているもので、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上を有する地域に設定されます。

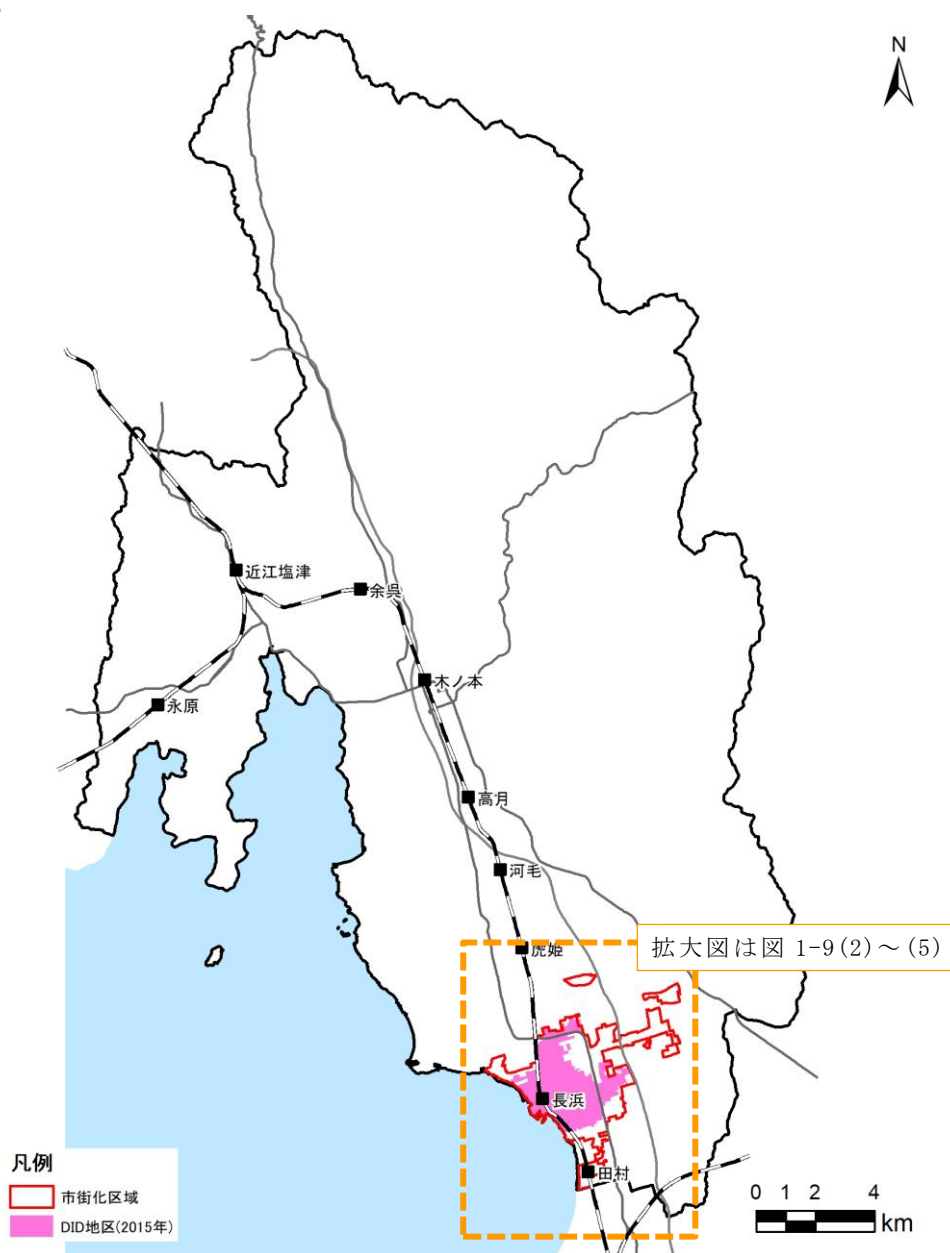


図 1-9 (1) DID 地区（2015 年、市全体）

出典：国土数値情報

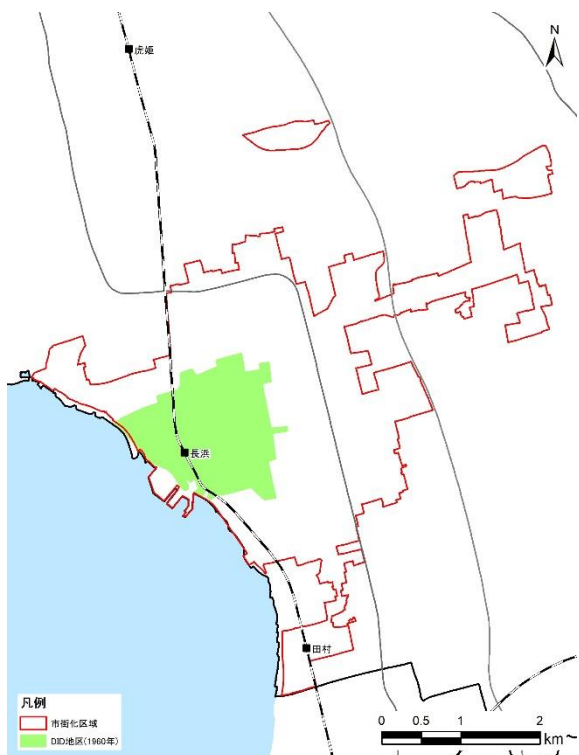


图 1-9 (2) DID 地区 (1960 年、拡大)

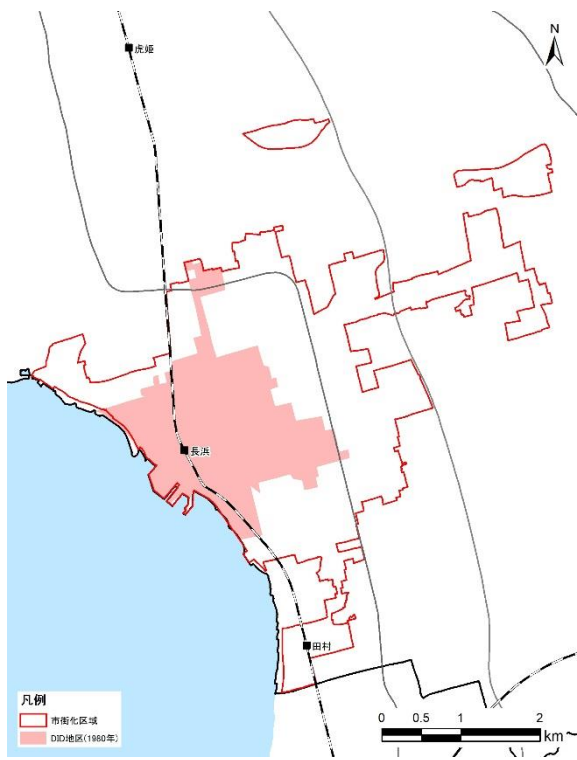


图 1-9 (3) DID 地区 (1980 年、拡大)

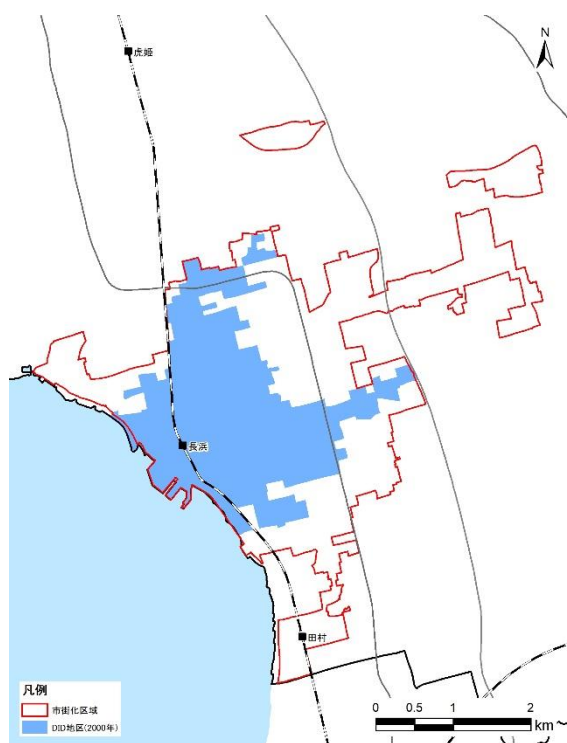


图 1-9 (4) DID 地区 (2000 年、拡大)

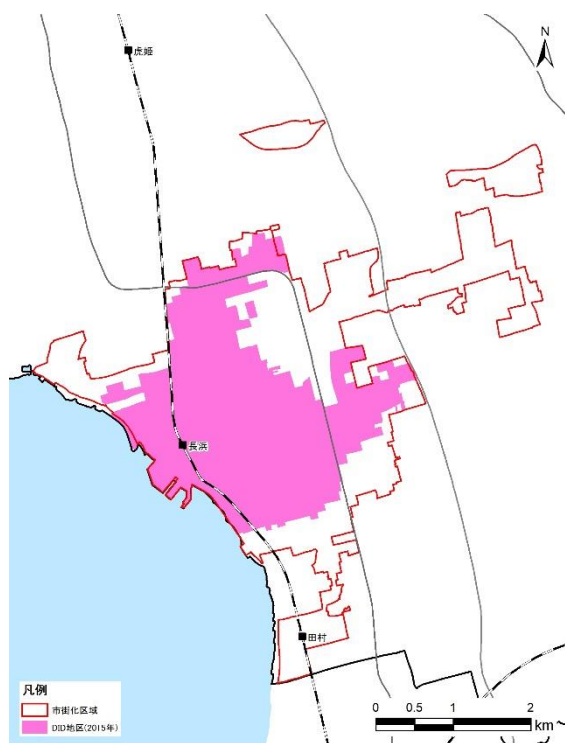


图 1-9 (5) DID 地区 (2015 年、拡大)

出典：国土数値情報

(5) 法適用

1) 都市計画法

本市の都市計画の指定状況は表1-3、1-4のとおりです。

表1-3 都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域の面積

区 分	面 積 (ha)
行政区域	68,102
都市計画区域	19,855
市街化区域	1,318
市街化調整区域	3,232
非線引き区域	15,305

出典：滋賀県

表1-4 用途地域の指定状況

区 分	彦根長浜 面積 (ha)	長浜北部 面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	22.6	0.0
第二種低層住居専用地域	2.8	0.0
第一種中高層住居専用地域	129.0	24.3
第二種中高層住居専用地域	57.9	51.0
第一種住居地域	481.9	142.5
第二種住居地域	5.9	12.2
準住居地域	0.0	0.0
近隣商業地域	120.2	12.0
商業地域	90.1	9.8
準工業地域	229.3	6.3
工業地域	110.5	68.6
工業専用地域	67.7	41.3
田園住居地域	0.0	0.0

出典：滋賀県

2) みどりに関連する法適用状況

①風致地区

都市計画法第8条の規定に基づき、都市計画に定める地域地区として、良好な都市の風致を維持するために6箇所の風致地区が指定されています。

表1-5 風致地区の指定状況

地区名称	現況面積 (ha)
横山西風致地区	645.5
神田山風致地区	18.8
田村山風致地区	9.8
彦根長浜湖岸風致地区	90.9
虎御前山	54.5
長浜北部湖岸	117.0

②自然公園

自然公園法第2条に規定される自然公園として、琵琶湖が「琵琶湖国定公園」に指定されています。本市域では、琵琶湖湖岸、余呉湖周辺及び竹生島が該当し、竹生島の一部は、自然公園特別保護地区としても指定されています。

③保安林

森林法第25条の規定に基づき、水源の涵養、土砂の流出防備などの目的を達成するため指定される保安林は、横山丘陵の一部、伊吹山系の山間地の一部、竹生島全域などに指定されています。

④国有林

林野庁をはじめとする国の機関が所有する森林である国有林は、市北部の三国岳南西斜面に広がっています。

⑤地域森林計画対象民有林

森林法第5条の規定に基づき、森林の経済的機能と公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるために民有林を対象に指定する地域森林計画の対象となる森林は、市域の東部から北部を経て西部の外縁を取り囲むように指定されています。

⑥農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域は、市街地を取り巻くよう広範囲に指定されています。

⑦鳥獣保護区

鳥獣保護法の規定に基づく鳥獣保護区は、三国岳、金糞岳、小谷山周辺等に指定さ

れています。

表 1－6 緑地の指定状況

種 別	面 積 (ha)
風致地区	936.5
自然公園区域	3,534.3
保安林区域	15,083.3
国有林	3,200.3
地域森林計画対象民有林	34,686.0
農用地区域	8,553.0
鳥獣保護区	5,759.4
上記重複	27,359.5
計	44,353.9

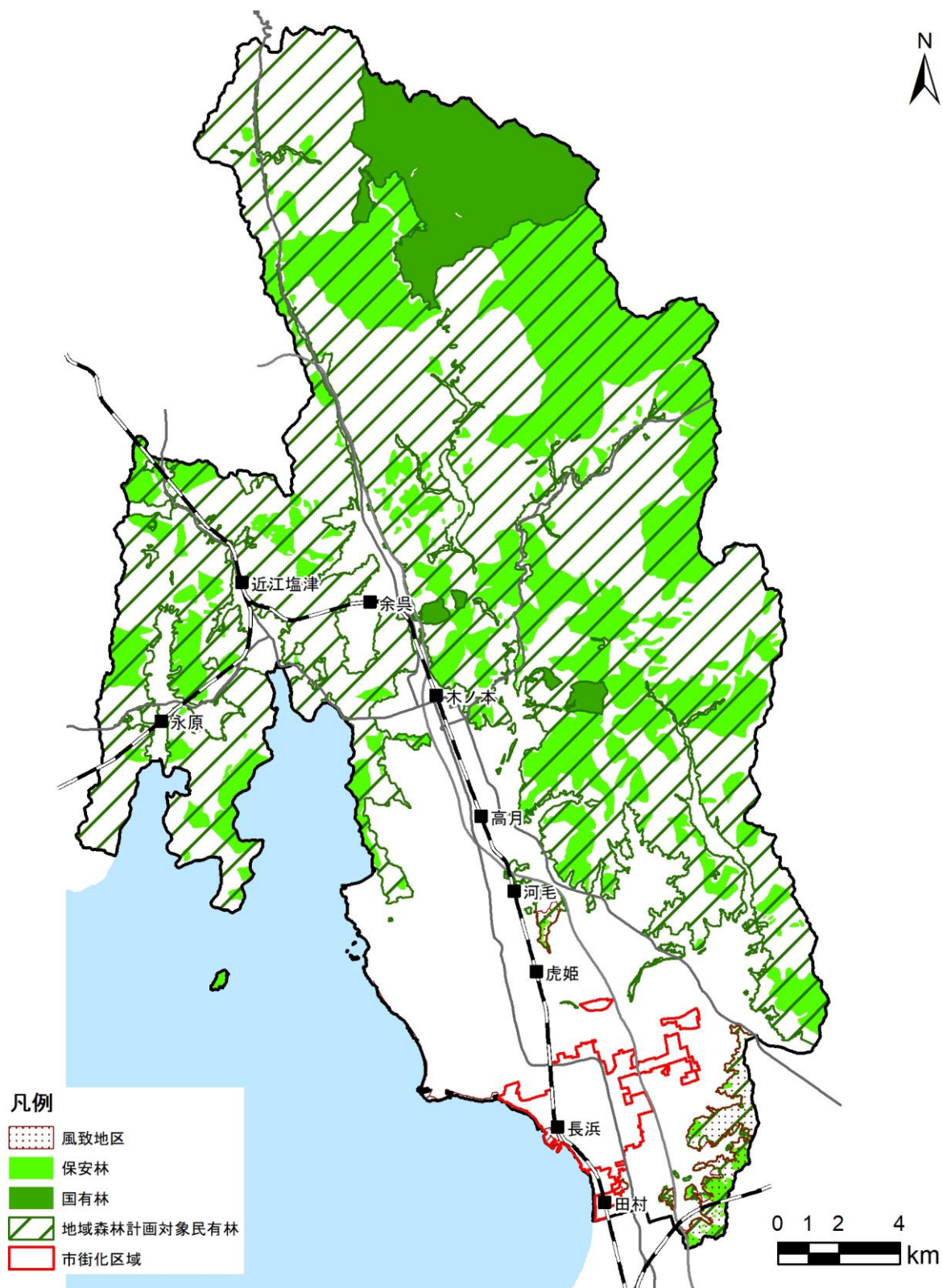


図 1-10 (1) 緑に関する法適用状況

出典：国土数値情報

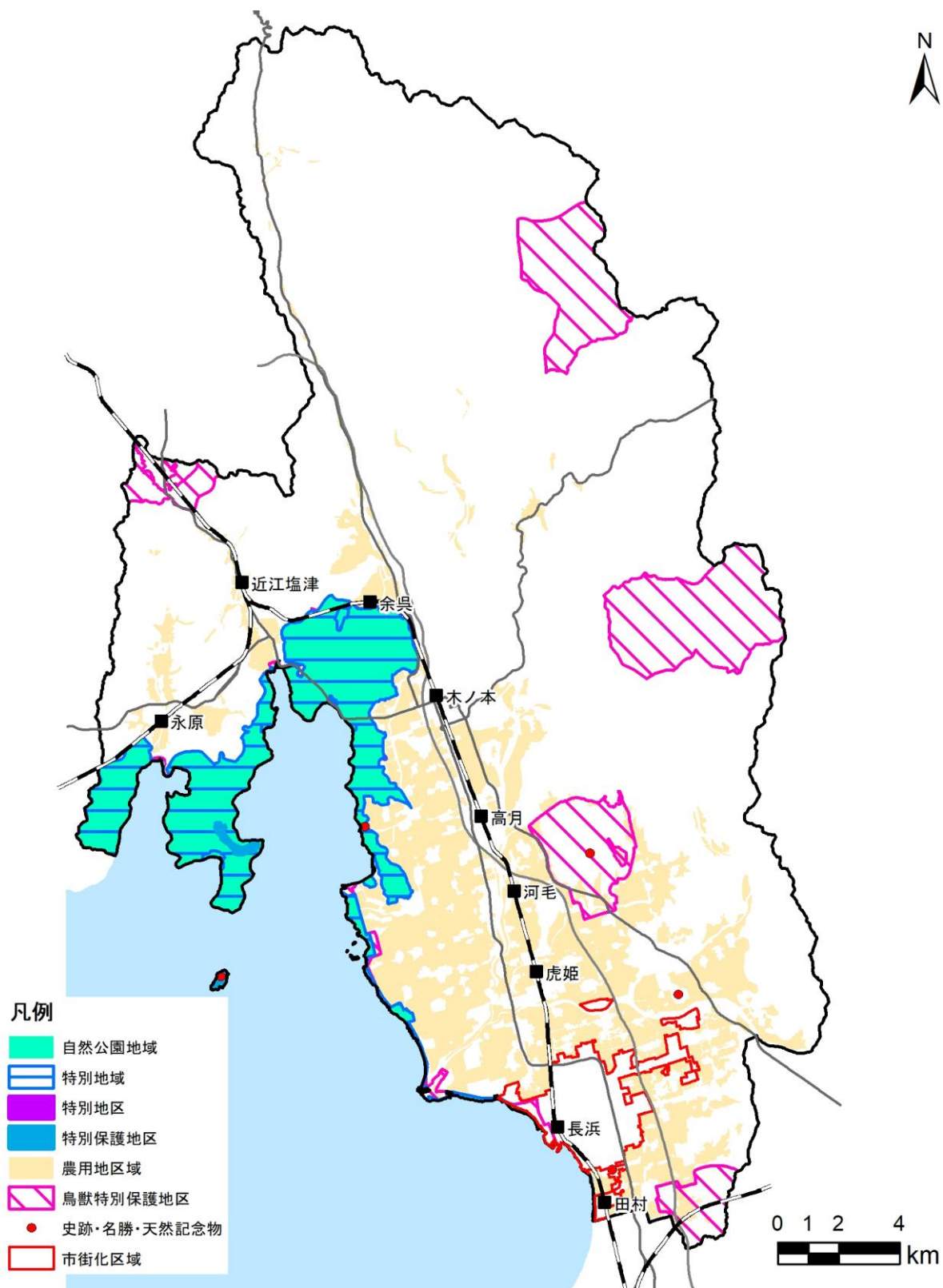


図 1-10 (2) 緑に関する法適用状況

出典：国土数値情報

第2節 みどりの現況

1. 緑地の変遷

昭和 51（1976）年と平成 28（2016）年における、森林や農地などの緑地の分布状況と変化は図 1-11 のとおりです。

長浜駅周辺では、昭和 51（1976）年から平成 28（2016）年にかけて緑地が減少しています。他にも、全体的に市街化区域内では住宅地や商業業務地等の市街地整備にともない緑地が減少しています。

市街化調整区域においても、一部地域で緑地が減少しています。

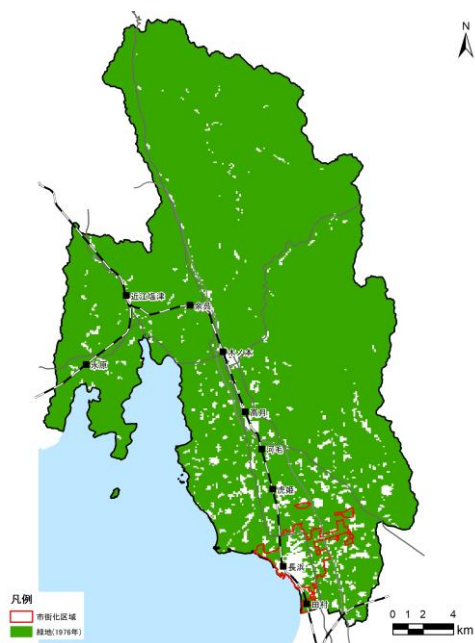


図 1-11（1） 緑地（1976 年）

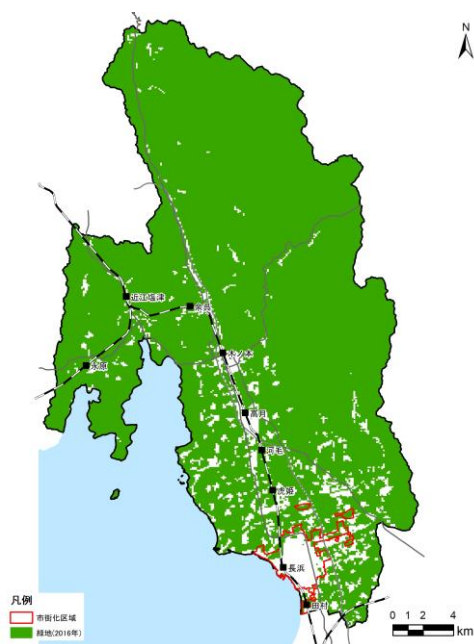


図 1-11（2） 緑地（2016 年）

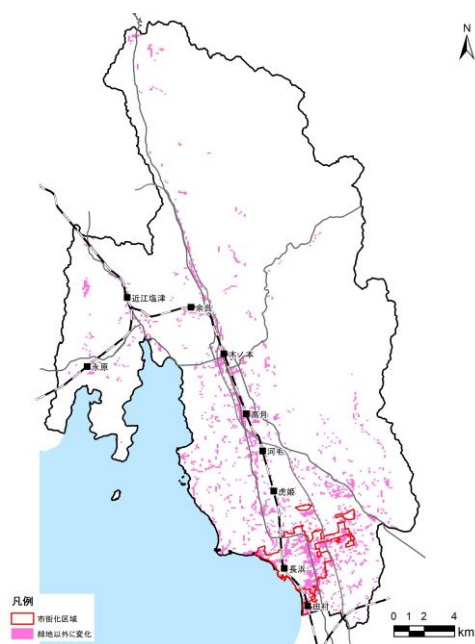


図 1-11（3） 減少した緑地
（1976 年→2016 年）

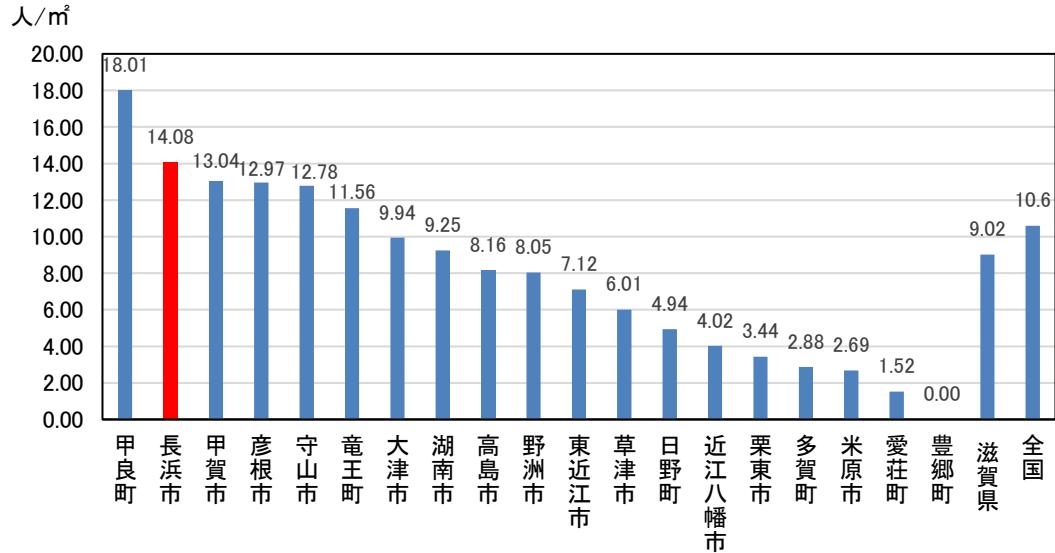
※1976 年と 2016 年は、国土数値情報、土地利用細分メッシュデータ（100m）に基づいて、森林や農地、湖沼などの緑地に区分されたメッシュを着色しています。
また、1976 年に緑地であったもので、2016 年に緑地以外の土地利用に区分されているメッシュを薄紫で着色しています。

出典：国土数値情報

2. 都市公園等

本市における市民一人当たり都市公園面積は 14.08 m²/人で、滋賀県内では甲良町に次ぐ水準となっています。

その内訳は表 1-7 のとおりで、4 か所ある規模の大きな風致公園の影響により、一人当たり面積が大きくなっています。



出典：滋賀県

図 1-12 滋賀県内の都市公園整備状況

※値は令和 2 年 3 月 31 時点

表 1-7 都市公園等の整備状況（令和 2 年 4 月 1 日時点）

種別				整備量		1人あたり面積 (㎡／人)	
				箇所	面積 (ha)		
		住区基幹公園	街区公園	23	4.01	0.34	
			近隣公園	2	1.51	0.13	
			地区公園	1	8.20	0.70	
		都市基幹公園	総合公園	2	36.90	3.15	
			運動公園	0	0.00	0.00	
		基幹公園計			28	50.62	4.33
		特殊公園	風致公園	4	81.99	7.01	
			動植物公園	0	0.00	0.00	
			歴史公園	0	0.00	0.00	
			墓園	1	9.60	0.82	
			その他	0	0.00	0.00	
		広場公園			0	0.00	0.00
	広域公園			1	20.79	1.78	
	緩衝緑地			0	0.00	0.00	
	都市緑地			2	1.68	0.14	
	緑道			0	0.00	0.00	
	都市林			0	0.00	0.00	
	都市公園計			36	164.68	14.08	
	その他			4	0.40	0.16	
都市公園等計				40	165.08	14.11	

表1-8 都市公園等（令和2年10月1日時点）

No.	公園 管理者	公園名称	種別	供用面積 (ha)	備考
1	市	豊公園	総合	15.60	
2	県	奥びわスポーツの森	総合	21.30	
3	市	神照運動公園	地区	8.20	
4	市	長浜中央公園	近隣	1.10	
5	市	加納白山公園	近隣	1.10	
6	市	あけぼの公園	街区	0.10	
7	市	南小足公園	街区	0.10	
8	市	緑ヶ丘公園	街区	0.10	
9	市	新庄公園	街区	0.10	
10	市	殿町公園	街区	0.10	
11	市	相撲公園	街区	0.10	
12	市	東高田公園	街区	0.10	
13	市	勝公園	街区	0.10	
14	市	千草公園	街区	0.13	
15	市	大戌亥公園	街区	0.27	
16	市	弥高町公園	街区	0.10	
17	市	相撲西公園	街区	0.18	
18	市	弥高北公園	街区	0.32	
19	市	さいかち公園	街区	0.25	
20	市	勝東公園	街区	0.15	
21	市	勝中央公園	街区	0.14	
22	市	勝西公園	街区	0.14	
23	市	南高田公園	街区	0.10	
24	市	四ツ塚みらい公園	街区	0.15	
25	市	田村辻町公園	街区	0.40	
26	市	金屋公園	街区	0.07	
27	市	大通寺公園	街区	0.45	
28	市	下坂中新貝公園	街区	0.09	
29	市	石田山公園	特殊（風致）	5.60	
30	市	八条山公園	特殊（風致）	11.30	
31	市	神田山公園	特殊（風致）	11.60	
32	市	虎御前山公園	特殊（風致）	3.09	
33	市	松の岩公園	特殊（墓園）	9.60	
34	市	姉川緑地	緑地	5.45	
35	市	船町公園	緑地	0.10	
36	県	湖岸緑地	広域	1.40	長浜市内分のみ
37	市	湖北速水1号公園	その他	0.30	
38	市	中山緑道	その他	0.08	
39	市	地福寺ポケットパーク	その他	0.01	
40	市	柏原西分譲地公園1	その他	0.01	

出典：長浜市

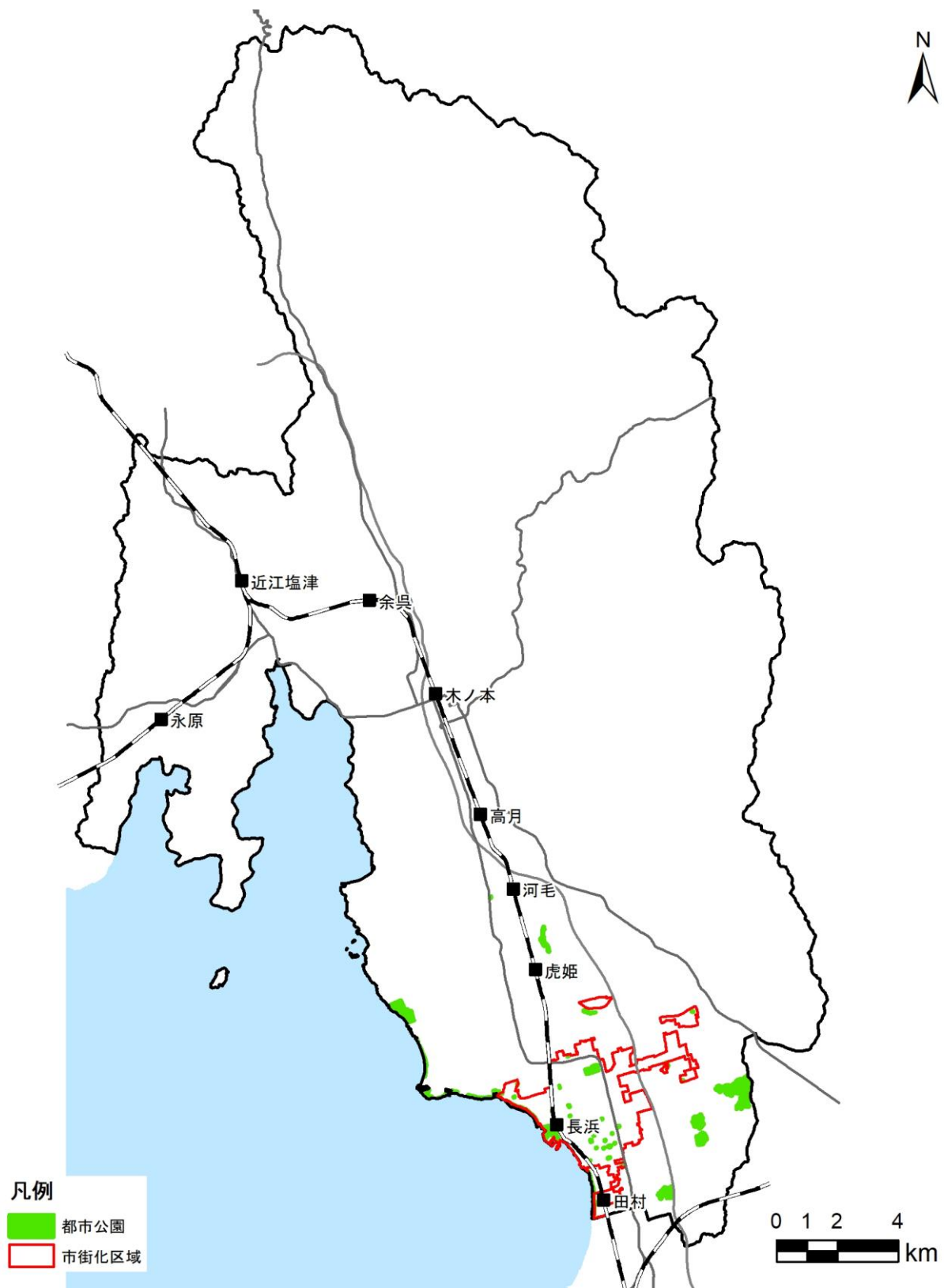


图 1-13 (1) 都市公園分布図 (市域全体)

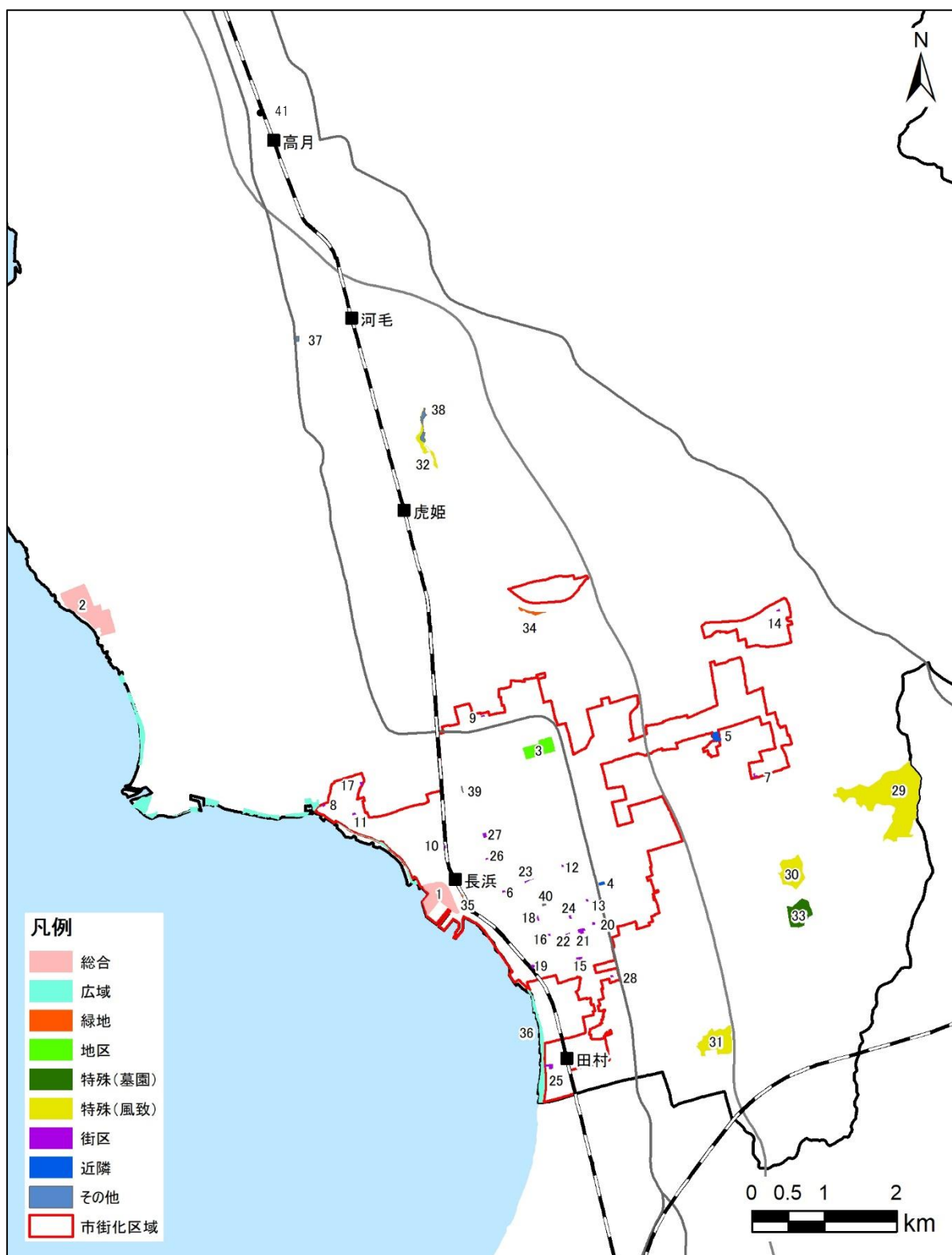


図 1-13 (2) 都市公園分布図 (市街地周辺拡大図)

3. 歴史的資源

本市は、近畿、中部、北陸の中間に位置する地域特性から、古墳時代には、全国でも屈指の集積度を誇る古保利古墳群や横山丘陵地帯の古墳群などが築かれ、現在も当時の名残をとどめています。

また、北国街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北国脇往還沿道、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、賤ヶ岳や姉川の古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺や都久夫須磨神社、渡岸寺観音堂（向源寺）の国宝十一面観音立像に代表される信仰の厚い観音の里など、優れた歴史的文化遺産が数多く存在しています。

表1-9 史跡・名勝

名 称	区 分	現況面積 (ha)	備 考
竹生島	史跡名勝	18.9	
小谷城跡	史跡	—	
北近江城館跡群 下坂氏館跡・三田村氏館跡	史跡	2.4	
玄蕃尾城（内中尾山城）跡	史跡	—	
古保利古墳群	史跡	—	
大通寺含山軒および蘭亭庭園	名勝	0.6	
慶雲館庭園	名勝	0.5	
浄信寺庭園	名勝	—	

出典：長浜市

4. 自然景観特性

本市の北側から東側にかけては、伊吹山や金糞岳、横山岳、土蔵岳、三国岳、上谷山などの雄大や山なみが広がっており、春の新緑や秋の紅葉、冬の雪化粧と、四季折々の美しい姿を見せています。これらの山なみを背景として、市南東部になだらかに広がる丘陵や田村山、中央部の虎御前山は風致地区に指定されており、山本山や小谷山などとともに市民に身近な里山の原風景を保っています。

姉川や高時川に代表される河川によって形成された平野部は、市街地の周辺に田園地帯を広げ、水田や畑が織りなす田園景観は、くらしの営みが自然と一体となった緑あふれる景観を創り出しています。

姉川や高時川は、自然が多く残され、原風景を感じさせる自然景観を提供しており、市街地を縫うように流れる米川や長浜新川など中小の河川や農村地域の西池、早崎内湖ビオトープなどは、市民に身近な水辺環境となっています。

琵琶湖は、四季折々に違った風景を見せるとともに、水鳥や湖魚など多様な生物を育む貴重な自然が残されています。

5. 都市緑化や環境対策への取組

本市では、長浜市環境基本計画における環境像である、「みんなで育む 水とみどりにつつまれたまち ながはま」と6つの基本方針に基づき、以下の取組を、総合的かつ計画的に進めています。

■良好な自然環境の保全・再生

- 自然環境の保全・再生推進
- 生物多様性の保全・再生推進
- 自然の恵みの持続的な活用推進

■ひとの健康と安全を守る生活環境の保全

- 環境公害防止に向けた継続的な監視
- 公害の未然防止

■心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

- 水とみどりの保全・再生推進
- 歴史・文化の保存・活用推進
- 景観の保全・創造推進

■もの・水・エネルギーの循環の創出

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 水循環の保全・再生推進
- エネルギーの効率的・有効活用の推進

■地球環境保全への貢献

- 地球温暖化緩和策の推進
- 地球温暖化適応策の推進

■行動と連携による長浜エコ人づくりの推進

- 環境教育・学習の推進
- 環境保全を担う人材や団体の育成、支援の推進
- 協力体制づくりの推進
- 環境情報の収集・発信

出典：第2次長浜市環境基本計画

6. みどりに関する活動

1) みどりに関するイベント等

本市では、以下のようなイベント等を実施しています。

表 1-10 みどりに関するイベント等

長浜市環境にやさしい日	○長浜市環境基本条例で、毎年、春分の日を「環境にやさしい日」に指定し、市民や事業者が環境の大切さについて学び、環境保全に関する行動や活動への参加意欲が高まるよう、毎年環境に関連するイベントを開催している。
環境教育・学習会	○学校の環境教育としては、子どもたちが楽しみながら川の中にすむ生きものを調べる「長浜市水生生物少年少女調査隊」を 1987（昭和 62）年から実施している。 ○環境教育担当教諭などを対象にして、滋賀県総合教育センターや夏休み中の出前講座などでの研修・講習をすすめる、指導力の向上と新たな情報収集による指導内容の充実に努めている。 ○家庭や地域、職場での環境学習としては、「水鳥観察会」「まちづくりセンター等事業での環境・ECO学習講座」「淡海生涯カレッジ長浜校」「夏休みリサイクル工作コンテスト」を実施している。 ○地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、毎年環境推進員研修会を開催している。

出典：第 2 次長浜市環境基本計画

2) みどりに関する市民活動

本市には、環境に関する活動や情報などを提供している「美しい長浜をつくる会」「米川支流環境づくり協議会」「ながはまアメニティ会議」「長浜市消費学習研究会」などがあります。

表 1-11 みどりに関する市民活動

美しい長浜をつくる会	○市民が実践活動を通じて環境美化の認識を高め、琵琶湖を守り、住み良い地域環境をつくるための啓発と事業の企画・推進を行っている。
米川支流環境づくり協議会	○市街地の中心を流れる米川支流で、約 2 か月に 1 回の河川パトロール（河川清掃）を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している。
ながはまアメニティ会議	○市民、各種団体及び事業者の創意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的として活動している。鳥観察会、ヨシ植え、星空観望会、長浜市環境にやさしい日での啓発イベントなど、意識啓発に関する事業を展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っている。
長浜市消費学習研究会	○消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的として活動している。

出典：第 2 次長浜市環境基本計画

第3節 生物多様性に関する現況

1. 植生

1) 現存植生

本市の植生の状況は図1-14(1)(2)に示すとおりで、市域の外縁を針広混交林の自然林や二次林が取り囲むように広がっています。

北部山岳域には広大なブナ林帯が見られ、琵琶湖の水源かん養機能を発揮させる重要な役割を果たしています。

平地部には琵琶湖にかけて広大な水田地帯が広がっている他、竹生島や北部の湖岸には常緑広葉樹林が残っており、特筆すべき植生となっています。

表1-12 植生の現況

区分	面積 (ha)
自然林、水辺植生	2,290.6
自然裸地	842.4
二次林	23,311.0
人工林	11,681.4
竹林	202.4
耕作地	9,961.5
草地	424.6

※面積は図上計測

出典：環境省

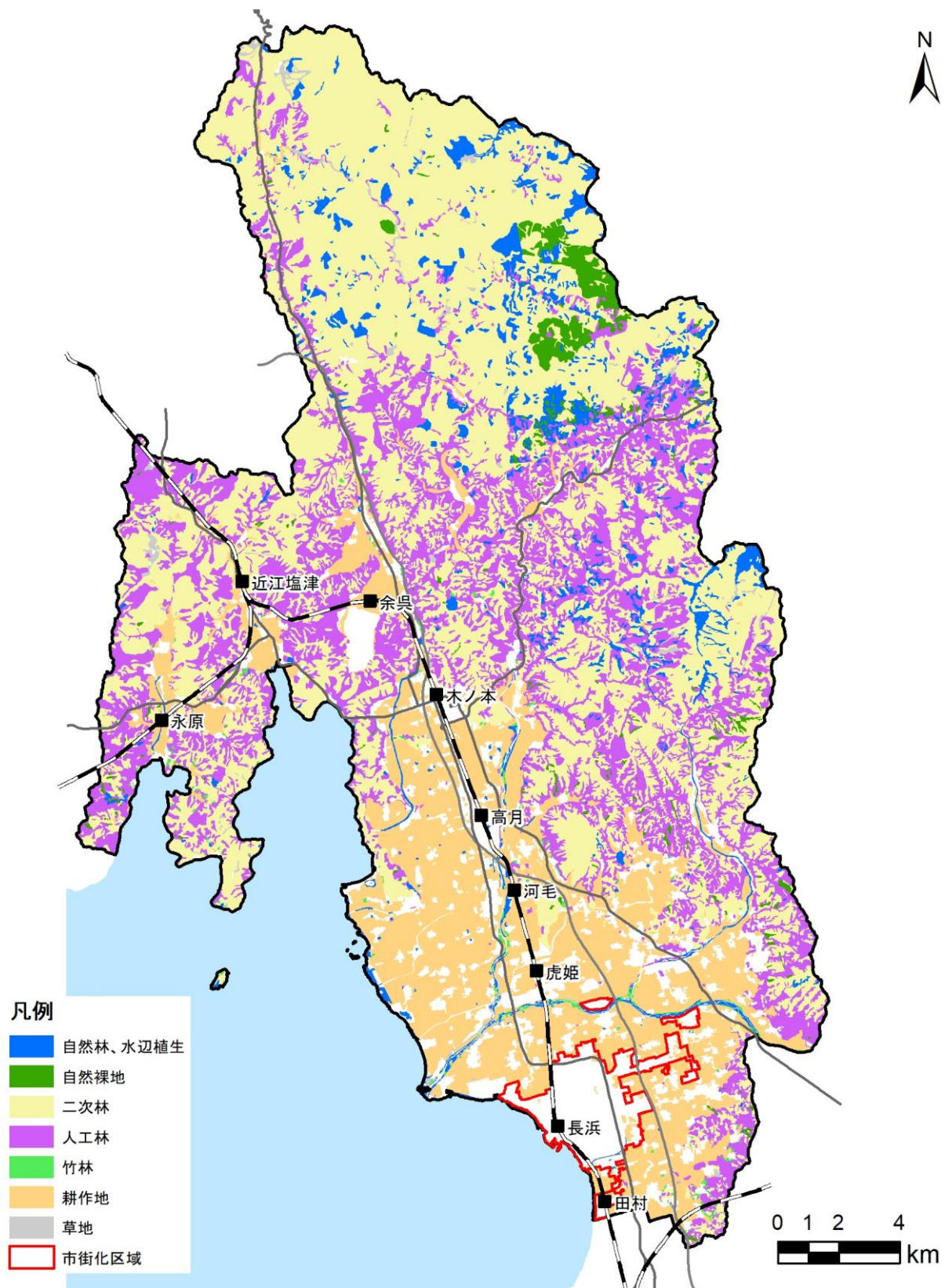


图 1-14 現存植生図 (1)

出典：自然環境保全基礎調査（環境省）

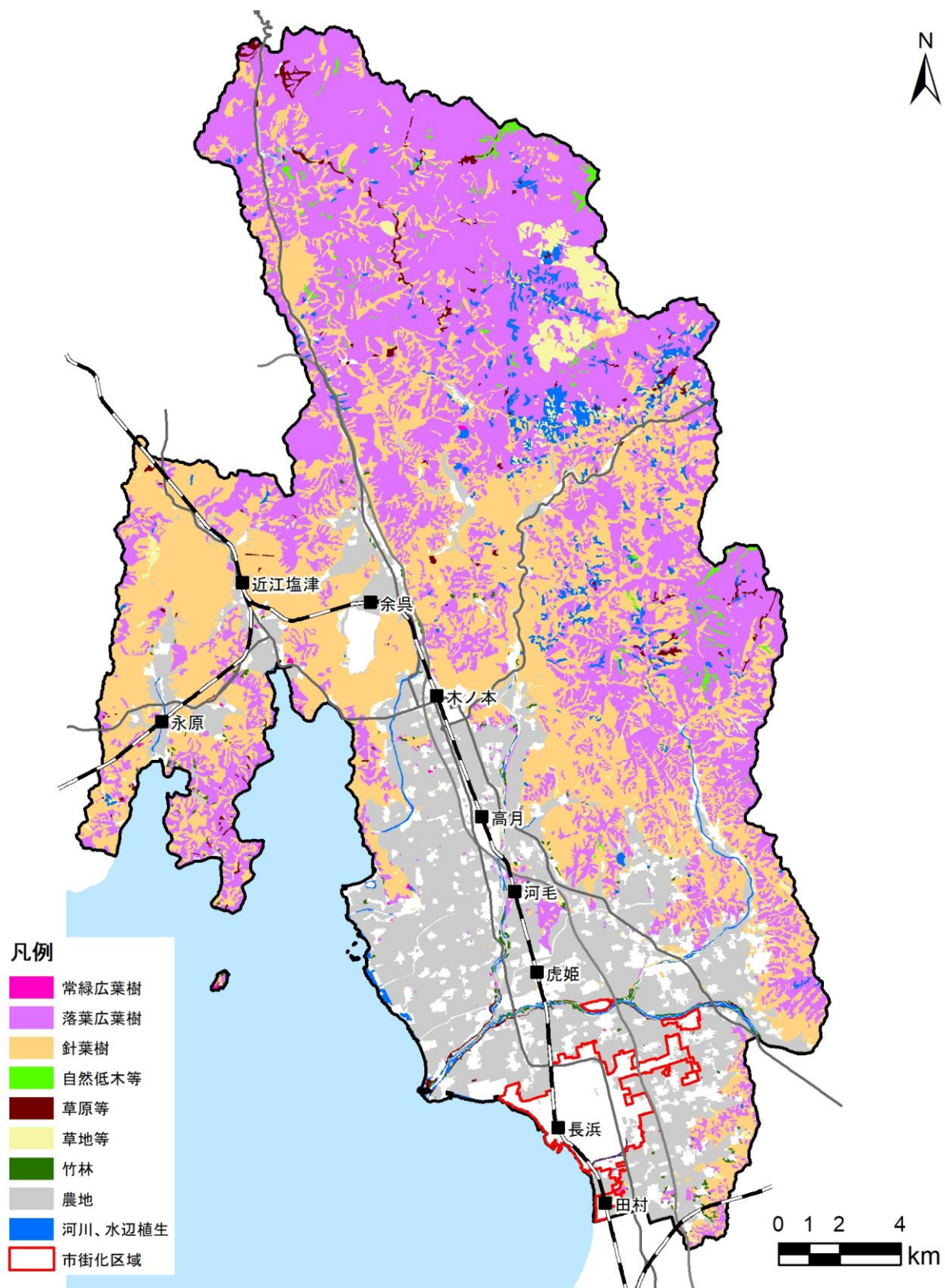


図 1-14 現存植生図 (2)

出典：自然環境保全基礎調査（環境省）

2) 特色のある植物

長浜市の保存樹は、表 1-15、図 1-15 のとおりで、81 カ所が指定されています。長浜市の保存樹は、「世の中の移り変わりをじっと見つめ、豊かな緑で私たちに潤いと安らぎを与えてくれる、樹齢を重ねているなどの由緒ある樹木」として、「長浜市住みよい緑のまちづくりの会」が指定しています。

また、「滋賀県レッドデータブック 2020」において絶滅危惧種に指定されている植物が生息しているほか、「滋賀県で大切にすべき植物群落」に選定されているブナ林や落葉広葉樹林、常緑広葉樹林、社寺林、草原・湿原・湿地などがあります。(表 1-13、1-14)

表 1-13 県の絶滅危惧種

生息地（旧市町名）	種 名
長浜市	オニバス
西浅井町	イヌスギナ、ミズアオイ、チョウジソウ、ハンカイソウ、ミヤコアザミ
余呉町	イワヤシダ、サルメンエビネ、ヒナチドリ、アケボノスミレ、アオホオズキ、
木之本町	ササバキラン、ヨツバハギ

出典：滋賀県レッドデータブック 2020

表 1-14 滋賀県で大切にすべき植物群落

群落名	位置
ブナ林	
土蔵岳のブナ林	土蔵岳周辺の尾根部から斜面上部
金糞岳のブナ林－オオバクロモジ群落	金糞岳中津尾根斜面
己高山のブナ－オオバクロモジ群集	己高山の尾根筋
横山岳のブナ－オオバクロモジ群集	横山岳山頂付近
七々頭ヶ岳のブナ－オオバクロモジ群集	七々頭ヶ岳の尾根部から上部斜面
菅並のブナ林	余呉町菅並
針川のブナ－オオバクロモジ群集	針川
栃ノ木峠のブナ－オオバクロモジ群集	中河内
菅山寺のブナ－オオバクロモジ群集	菅山寺、菅原神社
落葉広葉樹林	
土蔵岳のトチノキ林	土蔵岳周辺の急斜面地
草野川堤防のケヤキ林	北大井
横山岳のケヤキ林	横山岳の山麓
横山岳のオニグルミ林	横山岳山麓網谷左俣
余呉町橋本のケヤキ林	高時川沿いの山地下部の急斜面地
菅並の自然林	高時川沿い（菅並）
西浅井町のハンノキ林	葛箆尾崎大浦から菅浦
常緑広葉樹林	
津里のタブ林	湖北町津の里山本山の南西山麓
湖北町今西のタブ林	湖北町今西の武内比後多理神社
社寺林	
須賀神社のタブ林	須賀神社
草原・湿原・湿地	
早崎のオギ群落	早崎の湖岸
余呉町中河内のザゼンソウ群落	滋賀県最北端地にある県有数の規模のザゼンソウ群落
中河内のザゼンソウ群落	中河内
山門湿原の湿生植物群落	山門

出典：滋賀県

表1-15 保存樹一覧

図面対象番号	樹種	樹高 (m)	幹周 (m)	推定樹齢 (年)	指定	備考
1-1	ケヤキ	15.0	2.95	400	第1期	
1-2	ケヤキ	16.0	7.40	1,300		
1-4	カヤ	17.0	1.50	300		
1-5	ケヤキ	29.0	4.00	400		
1-6	イチョウ	26.0	3.50	250		
1-7	ケヤキ	30.0	4.00	450		
1-9	ケヤキ	10.0	4.50	800		
1-10	スギ	30.0	2.70	500		
1-13	クスノキ	12.0	3.30	500		
1-14	スギ	27.0	5.70	1,300		
1-15	ハナノキ	11.0	1.40	100		
1-19	サイカチ	5.0	3.00	400		
1-20	クロマツ	16.0	1.80	400		
1-21	クロマツ	17.0	2.30	400		
2-2	スギ	28.7	4.30	250	第2期	
2-3	ヤナギ	4.5	0.90	15		
2-4	ケヤキ	21.7	5.00	120		
2-6	クロマツ	7.6	2.00	200		
2-7	マキ	13.4	0.90	150		
2-8	ウメ	2.5	0.90	400		
2-9	ギンモクセイ	4.5	0.90	80		
2-11	スギ	14.6	2.70	150		
3-1	ケヤキ	9.4	3.00	250	第3期	
3-2	ヌマスギ	15.0	3.00	60		
3-3	ウメ	4.2	1.20	400		
3-4	エノキ	9.8	1.30	80		
3-5	タブノキ	13.4	3.00	100		
3-6	モミジ	8.8	2.60	150		
3-7	ケヤキ	21.0	4.70	250		
3-8	イチョウ	23.0	3.40	120		
3-9	スギ	38.0	4.00	200		
3-10	カヤ	28.8	2.60	150		
3-11	イブキ	18.5	2.10	260		
4-1	イチョウ	50.0	北 6.80 南 6.20	530	第4期	
4-2	スギ	30.0	5.00	1,000		
4-3	スギ	20.0	①4.20 ②5.30	400		
4-4	ケヤキ	20.0	6.00	1,000		
4-5	マツ	8.0	1.00	400		
4-6	松並木	—	—	200～300		
4-7	イブキ	7.0	1.85	200～300		
4-8	イチョウ	10.0	5.50	400～500		

図面対象 番号	樹種	樹高 (m)	幹周 (年)	推定樹齢 (年)	指定	備考
4-9	フジ	40.0	2.00	390		
	スギ	20.0	6.40	500		
4-10	スギ	30.0	4.30	1,000		
5-1	クスノキ	—	—	—	第 5 期	
5-2	イブキ	10.0	1.00	200		
5-3	スギ	40.0	5.00	500		
6-1	ケヤキ	20.0	①3.43 ②5.31 ③5.62	300～400	第 6 期	
6-2	ダモ	5.30	3.30	200		
6-3	スギ	18.0	5.00	—		
6-4	スギ	—	6.00	—		
6-5	ケヤキ	—	3.50	—		
6-6	イチョウ	15.0	2.00	—		
6-7	スギ	35.0	6.00	—		
6-8	スギ	20.0	5.15	800		
6-9	ムク	30.0	3.00	—		
6-10	センダン	8.0	1.50	—		
6-11	ケヤキ	22.0	8.96	300		
6-12	ケヤキ	10.0	3.20	300		
6-13	スギ	20.0	7.60	400		
6-14	薄墨桜	15.0	2.90	165		
6-15	紅梅	2.5	0.60	350		
6-16	スギ	35.0	7.80	1,000		
6-17	アカガシ	—	6.90	150		
6-18	スギ	25.0	4.50	—		
6-19	モミジの群生	10.0	1.50	—		
6-20	スギ	—	6.50	400		
6-21	エノキ	12.0	7.00	—		
6-22	イヌザクラ	16.0	5.00	430		
6-23	ケヤキ	18.0	8.00	1,000～ 1,300		
6-24	イチョウ	50.0	4.60	350		
6-25	スギ	30.0	5.80	500		
6-26	スギ	50.0	4.00	—		
6-27	ケヤキ	10.0	10.00	1,300		
6-28	高野槇	30.0	10.00	500		
6-29	アカガシ	30.0	10.00	—		
6-30	スギ	40.0	10.00	—		
6-31	シイ	15.0	4.50	300		
6-32	シイ	15.0	4.20	1,000		
6-33	イチョウ	30.0	3.30	—		
6-34	スギの群生	60.0	3.00	—		
計	81ヶ所					

出典：長浜市

2. 動物相

本市は、1000m級の山岳域から琵琶湖まで、多様な自然環境に恵まれており、気候区分が太平洋型と日本海型の境にあるため、多くの生物の生息が確認されています。

■哺乳類

「滋賀県レッドデータブック 2020」において絶滅危惧種に指定されている哺乳類は表 1-16 のとおりです。

表 1-16 県の絶滅危惧種（哺乳類）

生息地（旧市町名）	種 名
長浜市	コキクガシラコウモリ
浅井町	キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ
西浅井町	キクガシラコウモリ
余呉町	カワネズミ、ミズラモグラ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、モリアブラコウモリ、ヒナコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリ、ニホンモモンガ
木之本町	キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ

出典：滋賀県レッドデータブック 2020

■鳥類

「滋賀県レッドデータブック 2020」において絶滅危惧種に指定されている鳥類では、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町においてヤマセミの生息が確認されている他、伊吹山地でイヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズクが確認されています。

また、湖岸域のコハクチョウ・オオヒシクイなどたくさんの種が生息しており、特に湖北水鳥公園周辺は県内随一の野鳥の飛来地となっています。

■爬虫類・両生類

「滋賀県レッドデータブック 2020」において絶滅危惧種に指定されている爬虫類はありません。両生類では、絶滅危惧種に指定されているオオサンショウウオの生息が旧木之本町において確認されています。

■魚類

魚類は、琵琶湖や姉川・高時川などの多様な水域があることから種類も豊富で、アユやビワマスその他、カネヒラ、アブラボテなどのタナゴ類、オイカワ、カワムツなどたくさんの種が生息しています。湧水のある水域では、ハリヨやホトケドジョウなども見られる。また、「滋賀県レッドデータブック 2020」において絶滅危惧種に指定されているビワコガタスジシマドジョウの生息が確認されています。

■昆虫類

「滋賀県レッドデータブック 2020」において絶滅危惧種に指定されている昆虫類では、ツマグロキチョウ（旧浅井町）、ギフチョウ（旧余呉町、旧西浅井町（※）、旧高月町、旧湖北町、旧浅井町）の生息が確認されています。また、市内各所の水路でゲンジボタルやヘイケボタルが見られるなど、水生昆虫の豊富さが特徴です。

※ ギフチョウ（旧西浅井町）は、2010年に観察されたのを最後にこれ以降確認されていません。

3. 生物多様性に関する取組み

本市では、生物多様性関連のツーリズムプロジェクトに取り組んでいます。

ヨシの保全活動(ヨシ行けどんどん作戦)

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしています。ながはまアメニティ会議ではヨシの育成しやすい環境づくりやヨシ植え（参加者 50 人）、びわ中学校の全校生徒及びPTAによるヨシ植え・ヨシ刈りなど、ヨシ群落保全事業が行われています。

●ヨシの水質浄化作用について

ヨシは北海道から沖縄までの湖沼や河川の水辺に大群落を形成する代表的な大型抽水植物です。4 月に出た新芽が、水中の窒素やリンを吸収しながら、わずか 2～3 ヶ月の間に 2m 近くまで成長し、12 月中旬～3 月下旬の刈り取り時期には 4m 近くまで伸びます。窒素やリンを吸収したヨシを刈り取ることで、水中の汚染物質が湖外へ出ることになります。これがヨシの浄化作用で、琵琶湖の富栄養化を防ぐしくみになっています。

ヨシ群落には、“水をきれいにする”3 つの働きがあります。

- ①富栄養化の要因となる、水中の「窒素」や「リン」を養分として吸い取ります。
※富栄養化…湖沼などの水中に溶けている窒素・リンなどの栄養塩類が多い状態。富栄養化がすすむと、植物プランクトンなどの異常繁殖によって赤潮・アオコの発生につながる。
- ②ヨシの水中の茎につく微生物や群落の土中の微生物によって水の汚れを分解します。
- ③水の流れを弱め、水の汚れを堆積します。

●ヨシ行けどんどん作戦～美しい水を未来へ～

2002（平成 14）年度から、長浜市立びわ中学校では、「ヨシ行けどんどん作戦」と名付けて、毎年 PTA 行事として、琵琶湖岸に親子でヨシを植栽する活動が行われています。この水質保全の活動は、地道な取組や創意工夫、各種団体の支援により、ヨシ群落も少しずつ再生しつつある状態となってきました。また、地域や学校ぐるみの取組がようやく定着し、実を結びつつあります。琵琶湖近くに位置する本校の環境教育としても教育的な効果が大きく、実践的な取組のひとつとなっています。滋賀県でも実践的な環境教育の取組として高く評価されています。



出典 わたしたちの長浜ホームページ

出典：第 2 次長浜市環境基本計画

『山門水源の森』を守る活動

山門水源の森は、西浅井町山門にあり、かつては山門、中、庄の3集落の共有林で、炭や薪を作るために利用されてきた里山です。1960年代まで生産されていた炭は京阪神に出荷され、この地域の生活を支えてきました。その当時は森もよく手入れされていましたが、その後森は放置され、里山としての環境は失われていました。

また、里山の森に囲まれて、滋賀県内最大級の湿原があり、特徴ある生態系が広がっています。湿原はミズゴケが堆積した泥炭層からなり、強い酸性と貧栄養の湿原で、氷河期から生きるミツガシワをはじめとして、クサレダマ、トキソウ、サギソウなど貴重な植物の宝庫です。

●「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」による活動

この多様性に富む森を次の世代に引き継ぐため、下記のような多様な保全活動を行っています。

保 全 活 動：湿原を残すために土砂を防ぐ、侵入してきた植物を取り除く、シカやイノシシによる害を防ぐ、パトロールをする、観察コースを歩きやすくする

復 元 作 業：めずらしい植物を増やす、混みすぎた樹を切る、林の中をきれいにし、芽吹きしやすくする

実験・調査：植物の再生を試みる、記録を残す

観察会・学習へのサポート：有料でのガイド、各種団体の受け入れ、保全活動の体験、自由研究のサポート、出前講座の実施



出典：山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会ホームページ

出典：第2次長浜市環境基本計画

湖北野鳥センターの取組事例

長浜市の琵琶湖岸は、遠浅の自然湖岸が残り豊かな生態系を有しています。湖岸の自然環境は、人々の暮らしと密接につながっており、これまで大切に守られてきました。長浜市では、1988年に長浜市湖北町の湖岸一帯を「湖北町水鳥公園」として整備し、その中心施設として「湖北野鳥センター」を開設し、琵琶湖に生息する水鳥をはじめとする豊かな自然環境の保護や活用のための取組を行っています。

●豊かな自然資源を活用した体験型の環境学習プログラムの開発と実践

長浜市の豊かな自然を、環境学習の資源として活用した体験型のプログラムを開発し実践しています。自然に直接触れ、感じる体験を通して、自然や生き物に親しみを感じ、本市の豊かな自然を誇りに思う気持ちをはぐくみます。

①湖北野鳥センター自然クラブ“こぼたん”の活動

長浜市内の小学生とその保護者を対象として、湖北野鳥センター周辺の自然を、1年間を通して体験しながら学ぶ環境学習を展開しています。

川や琵琶湖の生き物調査や、琵琶湖の浅瀬を歩いて自然観察するなど体験しながら自然のことを学ぶという環境学習講座を開催しています。



遠浅の湖岸を歩いて自然観察



センター周辺の水生生物の調査

②大学と連携した活動

長浜バイオ大学と連携し、カリキュラムのひとつとして湖北野鳥センターを核とした野外実習を行っています。また、湖北野鳥センターで行っている観察会や“こぼたん”の活動を、大学のサークルと共同で行うなど、連携した活動を行っています。



琵琶湖産貝類の同定



簡易地引網で淡水魚類採集

出典：第2次長浜市環境基本計画

緑の少年団の活動

緑の少年団は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体です。

長浜市では現在 10 団体が活動しています。

	団の名称	所在地	結成日
1	湯田みどりの少年団	湯田小学校	平成 3 年 3 月 22 日
2	田根みどりの少年団	田根小学校	平成 3 年 3 月 22 日
3	湖北町小谷みどりの少年団	小谷小学校	昭和 63 年 8 月 3 日
4	湖北町朝日みどりの少年団	朝日小学校	平成元年 8 月 3 日
5	高月町みどりの少年団古保利分団	古保利小学校	平成 7 年 6 月 9 日
6	高月町みどりの少年団富永分団	富永小学校	平成 8 年 6 月 6 日
7	高月町みどりの少年団七郷分団	七郷小学校	平成 8 年 6 月 6 日
8	木之本町賤ヶ岳みどりの少年団	伊香貝小学校	平成 14 年 7 月 10 日
9	余呉町みどりの少年団	余呉小学校	平成 17 年 4 月 1 日
10	永原みどりの少年団	永原小学校	平成 9 年 7 月 10 日

●活動内容

①学習活動

森林体験学習、自由研究を通じて、森林や緑の働きについての学習や自然について学習しています。

②奉仕活動

緑の募金活動や、地域のごみ拾い、花の栽培活動などのボランティア活動を行っています。

③レクリエーション活動

近くの森や公園を使って、自然観察などを行い、森や緑など自然を大切にする心を養っています。



花壇の手入れ



施設訪問し、花のプレゼント

第4節 みどりに関する市民アンケート調査

みどりに対する市民の意識を把握し、計画に反映させるため、以下概要のとおり市民アンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

調査期間	令和2年8月～令和2年9月
調査対象	18歳以上の市内在住者 1,000人を無作為抽出
調査方法	対象者の自宅に調査票を送付し、同封の返信用封筒にて回答
配布回収結果	配布数：1000通（郵送） 回収数：404通（回収率40.4%）

(2) アンケート調査の結果から

1) 全体の傾向

■豊公園や伊吹山系、農地のみどりが本市を代表するみどりと捉えられています。

市を代表するみどりとしては、豊公園を上げる意見が最も多く、伊吹山系や農地のみどりとともに、市民に広く親しまれているものと考えられます。

■公共施設のみどりは、管理不足や緑化不足が指摘されています。

公共施設のみどりの問題点として、全般的にみどりの少なさを挙げる声が多く、管理が不十分との意見もみられます。

■みどりや自然景観に対する満足度は高くなっています。

自然景観や街並み景観、みどりや生き物の豊かさについては市民の満足度が高い傾向が見られます。全般的にみどりへの満足度は高いが、災害からの安全性に関しては、やや不満の声が多くみられます。

■公園の利用頻度はあまり高くなく、距離の遠さや魅力不足が指摘されています。

日常的に公園を利用する人の割合（毎日または週2～3回利用）は1割未満となっており、公園に対する不満として距離の遠さや管理不足や老朽化、魅力不足に関する意見がみられます。

公園に必要な機能としては、子どもが安心して遊べる公園を挙げた人が特に多く、子育て世代に対応した公園が望まれていることが分かります。

■市民や企業等による公園の管理運営への意識は高くなっています。

公園を、地域住民や民間企業を含む様々な団体の参画で管理運営すべきとの声が全体の半数を超えています。

■生物多様性の重要性については一定の理解が見られます。

生物多様性に対する認知度や重要性への理解度は、全体の半数を超えています。そのために必要なみどりとして、農地や水辺、山林等のみどりを挙げた人が特に多

かった他、今後必要な施策についても、市街地内の雑木林の保全、郊外の農地、樹林地の保全等をあげる意見が多く、こうしたみどりが長浜の魅力と捉えられていることがうかがえます。

■身近な里山や河川の保全活動への参加意識が高くなっています。

これまでにみどりのまちづくり活動に参加した経験がある市民は約 3 割ですが、そのうち最も多いのは、身近な里山や河川の保全活動であり、今後の参加意識も高くなっています。

■市民活動の促進のために資材や資金的援助が求められています。

みどりに関する活動を行っていくためには、行政に対して資材や資金などへの支援を求める意見が多くなっています。

2) 地域別の傾向

長浜	・ 身近な公園の整備状況や、学校のみどりの豊富さ、山崩れや水害からの安全性に対する満足度が高い。 ・ 市・県・国の施設等や会社、工場などの緑化に対する満足度が低い。
浅井	・ 野鳥や昆虫等の生き物の豊富さや街なみ・集落景観の美しさへの満足度が高い。 ・ 身近に運動する場所や街路樹、住宅地での生垣や草花等の豊富さに対する満足度が低い。
びわ	・ 公園の木や草花の豊富さへの満足度は高いものの、身近なみどりの豊かさや生き物の豊富さといった自然環境への満足度が低くなっている他、街並みや集落景観への評価も低く、全般的にみどりに対する満足度が低い。
虎姫	・ 身近に運動する場所の充実や、緑化全般に対する評価が高い。
湖北	・ 山のみどりとふれあえる機会、道路や公園、学校や公共施設の緑化に対する満足度が高い。 ・ 身近な公園の整備状況や自然景観の美しさに対する満足度が低い。
高月	・ 山のみどりとふれあえる機会に対する満足度が低い。
木之本	・ 身近なみどりの豊富さや山のみどりとふれあえる機会に対する満足度が高い。 ・ 公園の木や草花の豊富さに対する満足度が低い。
余呉	・ 特別満足度や不満度が高い項目が見られない。
西浅井	・ 公園や運動する場所、自然環境の豊かなど、身近な緑に対する満足度が高い地域である。

● 第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念（計画の基本的な考え方）

本市は、伊吹山系の山々や琵琶湖岸、河川等の自然環境、公園をはじめとする公共施設の緑地、住宅や事業所内の花や木、街路樹や遊歩道、優良な農地等のみどりが広がり、暮らしと密接に関わっています。

また、長浜城址や豊公園、竹生島、大通寺や木之本地蔵院、近江孤篷庵・慶雲館の庭園など、歴史や文化と融合したみどりが先人により育まれてきました。

これらのみどりは、まちの大切な財産であるとともに、多種多様な生命の営みの場であり、持続可能な社会を実現するため次代に継承していかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがみどりの価値を認識し、市民・事業者等・行政が一体となり主体的にみどりとの関りを深めていく必要があります。

そこで本計画で目指すまちのイメージは変えることなく、平成21年に策定した当初計画を継承します。

【基本理念】

自然・歴史・文化・人が結ぶ万緑の回廊



伊吹山系の山々



長浜城と豊公園



近江孤篷庵の庭園



市民による植樹活動

第2節 将来像（目指すべき姿）

基本理念を踏まえ、本市におけるみどりの将来像を以下に示します。

まちを包むみどりが守られています。

- ・人が積極的に山林に関わり、山に人の手が入ることにより、良好な自然環境が守られます。
- ・横山などの里山を訪れると地面まで木漏れ日が差し込み、多様な植物と生き物が棲む森がつくられています。
- ・琵琶湖や余呉湖、河川では、^{みぎわ}汀のみどりに抱かれて多様な生物が生息し、独自の生態系が守られています。
- ・市街地を包む農地では、みどりのパッチワークが創りだす美しい景観のなかで、くらしの営みが繰り広げられています。

まちがみどりで活かされています。

- ・まちの歴史や文化が感じられるみどりが大切に守られ、まちを訪れる多くの人々を魅了しています。
- ・くらしに身近な公園や緑地は、市民や事業者がかかわりながら活かされ、大勢の人が気軽に利用できる憩いの空間になっています。

まちにみどりがあふれています。

- ・まちには、公園や社寺などのみどりの空間が点在し、街路樹がみどりの帯となってまち全体を結び、歩きたくなる道をつくっています。
- ・住宅地や農村集落では、花きなどで飾られた庭や生垣が、美しいまちなみをつくり、まちにくらす人々の目を楽しませています。
- ・商業地では、敷地や沿道にみどりがとけ込み、買い物を楽しむ人々や行き交う人々に憩いを与えています。
- ・歴史や文化がとけ込んだ「万緑の回廊」によって、山のみどり、河川のみどり、琵琶湖のみどり、農地のみどりやまちのみどりがつながり、みどりあふれるまちになっています。

第3節 基本方針

先に述べた基本理念・将来像を実現するためには、市民・事業者・行政が各々の立場で力を合わせ、主体的に取り組むことが重要です。

取り組みを進めるため、以下の4つを基本方針とします。

みどりを“まもる”

- 歴史・文化的景観を形づくるみどりを次代へ継承します。
- 伊吹山系や琵琶湖岸、河川など多様な生物の生息場所となっている自然環境のみどりを守ります。
- 市街地の周囲に広がり、身近なみどりの空間となっている田畑など農のみどりを守ります。

みどりを“うみだす”

- 良好なみどりを増やししながら、再整備や防災機能の向上を図ること等により、安心で魅力あるみどりをうみだします。
- みどりを身近に感じられる公園や緑地などが気軽に利用できるよう、適正な維持管理により、みどりとふれあえる空間づくりを行います。

みどりを“いかす”

- みどりをまちづくりにいかすことにより、まちの魅力を高めます。
- 地域住民による公園緑地の維持管理の仕組みづくりや、公募設置管理制度（Park-PFI）を利用し、公園を活用したカフェ・レストラン等の設置を検討します。

みどりを“つなぐ”

- 市民・事業者等・行政が各々の立場で力を合わせ、協働によるみどりのまちづくりを進めることにより、みどりを次代につなげます。
- みどりに関わる人材の育成や啓発を行うことで、多様な世代がみどりとふれあう機会を創出します。

第4節 計画の目標

基本計画に基づく各種施策を推進するにあたって、その成果を把握するために、次の目標を設定します。

(1) 緑地の確保目標水準

年次	令和2年度 (現況)	令和13年度 (目標)
市街化区域＋用途地域面積に対する緑地の割合	8%	8%
都市計画区域面積に対する緑地の割合	74%	74%

市街化区域内では、緑地として整備するスペースが限られる一方で農地の宅地化が進んでいます。また、令和2年に長浜市工場立地法準則条例を制定し特定工場の敷地面積に対する緑地面積の割合を緩和したことにより、今後、工場の拡張等により緑地が減少する可能性があります。都市公園等の整備や民有地の緑化の推進等により、全体として現況水準を維持することを目標とします。

市街化区域以外を含めた都市計画区域では、緑地を適正に保全することにより、現況と同程度の緑地の維持を目標とします。

(2) 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和2年度 (現況)	令和13年度 (目標)
市民一人あたりの都市公園面積 (㎡/人)	14.0	15.5
市民一人あたりの都市公園等面積 (㎡/人)	30.5	33.9

都市公園として確保すべき緑地の目標水準については、都市公園法施行令で市民一人あたりの都市公園の敷地面積標準は10㎡/人以上となっており、本市においてはこの目標を上回っています。

今後も人口は減少する見込みですが、現在の都市公園等の面積水準は現状維持するとともに、気軽にみどりと触れ合える場として身近な公園等のみどりの質を高め、地域の実情にあわせた公園等の整備を行ないます。

(3) 市民のみどりへの関わりの目標

	令和2年度 (現況)	令和13年度 (目標)
緑化活動や自然環境保全活動へ参加したことがある 市民の割合	28%	40%
自治会等による植樹活動	26団体	40団体

(4) 市民のみどりに対する満足度の目標

	令和2年度 (現況)	令和13年度 (目標)
身近なみどりの豊富さ	57%	70%
野鳥や昆虫等の生き物の豊富さ	52%	70%

市民の皆さんのみどりに対する満足度については、令和2年度に実施した市民アンケート調査において、約6割の方が「身近なみどりの満足度」に満足・まあ満足と回答しています。

市民の皆さんが身近にみどりを感じ、また、みどりの恵みを実感できるよう、みどりの質を高め、活かすことにより、住まい周辺のみどりに満足な割合ならびにみどり豊かなまちだと思ふ方の割合の目標を70%とします。

また、生物の多様性を確保し持続可能なまちづくりを進めるため、指標として「野鳥や昆虫等の生き物の豊富さ」の満足度についても目標を70%とします。

第3章 緑地の保全および緑化推進のための施策

第3章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

第1節 施策の体系

計画実現に向け、基本方針に基づき次ページの体系図により施策を展開していきます。この中で優先度、効果等を考慮して、特に積極的に取り組む施策を「重点施策」（第4章に詳細を記述）として位置づけます。

将来像

自然・歴史・文化・人が結ぶ万緑の回廊

基本方針

- ・ 生命の源となる豊かな自然のみどりを守ります。
- ・ 身近にふれあえるみどりをつくります。
- ・ 個性あふれるみどりの力を高めます。
- ・ みんなでみどりをつなげます。

施策推進の方向

みどりを “まもる”

森林の保全・育成

水辺の保全

広域景観形成重点
区域・風致地区指定
の検討

農地の保全・活用

公園・緑地の適切な
維持管理

侵略的外来種の防除

みどりを “うみだす”

制度の活用による
みどりづくり

公共公益施設の
緑化の推進

事業所内の緑化の
推進

道路緑化の推進

神照運動公園第3
期整備の推進

市民活動により創出
されたみどりのネット
ワーク化

みどりを “いかす”

豊公園の再整備

地域の拠点となる
公園の見直し

感染症拡大に伴うオー
プンスペースの活用

河川の整備と親水化

史跡と一体となった
みどりの活用

自然体験型施設の
活用

ハイキングコースや
ピワイチコースの活
用

庭園文化の継承

公園管理への民間
活力導入

グリーンカーテンの
推進

風致公園や森林公
園の充実

みどりを “つなぐ”

緑化活動の支援

みどりの学習の推進

保存樹等まちのシン
ボルとなるみどりの
保全支援

情報の共有化

市民、市民団体、NP
O、事業者、大学等と
の協働によるみどりづ
くり

重点施策

福良の森の保全

竹生島や葛籠尾崎
の森林の保全・育成

早崎内湖の再生

田村駅周辺の緑化・
田村山の保全

みどり豊かな中心市
街地の形成

公園・街路樹等の維
持管理にかかるボラ
ンティアの支援

山門水源の森の活
用

記念植樹等による
みどりの創出

第2節 緑地の保全及び緑化推進のための施策

将来像の実現に向け、4つの基本方針に基づき、以下の施策を順次展開します。



1. みどりを“まもる”

●森林の保全・育成

伊吹山系の山々や、横山丘陵等の里山では、近年、樹木の枯損や手入れ不足による森林の荒廃が進行しています。このため、森林保全巡視員などにより、森林の的確な状況把握に努めるとともに、森林が健全に保全されるよう、間伐や治山事業による森林整備、松・ナラ枯れ対策などを進め、森林の多様な機能の維持を図ります。

また、人が山に近づき、森林が再生されるためには、多様な主体の参画が不可欠なことから、市はもとより、森林組合、森林所有者、林業研究グループや森林ボランティアなど、多くの人々の協働により、森林の育成に取り組みます。



■横山はらっぱ倶楽部による里山整備

●水辺の保全

琵琶湖岸の緑地、余呉湖周辺、早崎内湖ビオトープ、姉川沿いの緑地などは、市民が水辺のみどりに親しめる貴重な空間であることから、美しい水辺環境が維持できるよう、地域住民とともに琵琶湖・余呉湖一斉清掃をはじめとした美化活動に取り組みつつ、ごみの散乱防止や不法投棄に関する啓発に努めます。

琵琶湖岸の風土を代表するヨシやヤナギなどは、水質浄化や湖岸の浸食防止に役立つとともに、水鳥や魚などの多様な動物類の生息の場となっていますが、植生が保たれなくなっているため、市民・市民団体・NPO・事業者等と協働したヨシ植えなどの取り組みを進め、湖岸の植生の保全や回復に努めます。



■「環境にやさしい日」(春分の日)に実施された琵琶湖岸でのヨシ植えの様子



■米川支流環境づくり協議会による清掃活動の様子

●広域景観形成重点区域・風致地区指定の検討

本市の豊かな自然環境や良好な景観を保全・維持するためには、保全すべき自然環境や景観を有する区域内において、一定の行為を規制する必要があることから、必要に応じて、「広域景観形成重点区域」や「風致地区」の指定を検討します。

●農地の保全・活用

美しく広がる田園景観、用水路の小魚・昆虫類や農道沿いの草花などに親しめる農村環境、農地などが大切に保全できるよう、無秩序な開発を抑制するとともに、農道や水門・用水路等の農業生産基盤施設の適切な維持管理に努めます。

また、耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等））を支援するとともに、有効利用となる活動（農地の保全管理や農作物の作付等）に対して支援を行い、耕作放棄地を解消し、拡大を防止します。



■びわ地区の農地

なお、農地の有効利用と売電収入による農業経営の改善等を目的として、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有するソーラーシェアリングの取組みが本市においても進んでおり、農地転用許可により4か所、約388kWのソーラーシェアリングが取り組まれています。

●福良の森の保全

樹林地が平地に残り、多様な生物の生息地となっている福良の森を適切に維持できるよう、市民団体等と協働した美化・保全活動を展開します。また、福良の森をみどりの学習のフィールドとして活用し、森の大切さや貴重さが理解されるよう努めます。

●公園・緑地の適切な維持管理

樹木の剪定及び病虫害の防除等により健全なみどりを育成し、生物多様性の確保に取り組みます。また、施設の老朽化が進んでいることから、公園施設長寿命化計画に基づいて計画的に点検・修繕を行うとともに、公園の持つ防災機能を強化し安心安全な環境を提供します。

地域に身近な街区公園等の公園については、地域住民との協働による公園の維持管理に引き続き取り組みます。

●侵略的外来種の防除

人間の手により本来の生息域から別の場所に連れてこられた生物を一般的に「外来種・外来生物」と呼びます。

外来種は外国起源のもの（国外外来種）だけでなく、国内の他の地域から持ち込まれたもの（国内外来種）もありますが、なかには私たちの暮らしに欠かせないものもあります。

しかしその一方で、人の手を離れ、野外で増えて悪影響を及ぼすようになり、その状態を放置できなくなっている外来種を「侵略的外来種」と呼び、それらが引き起こすさまざまな「外来種問題」が増えてきています。

滋賀県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどによる生態系や景観への影響が懸念されています。鳥獣害についてもカワウのフン害等により竹生島の樹木が枯れたり、琵琶湖の在来魚を捕食されたりするなど、森林や湖沼生態系、水産業に深刻な被害を与えています。

このように侵略的外来種の侵入・定着は、地域在来の動植物の生育・生息に悪影響を及ぼし、場合によってはその絶滅にもつながる恐れがあることから、外来生物法の特定外来生物については、県や関係機関等と協力してその生息・生育状況の把握に努め、必要に応じた防除を行います。

また、県の野生動植物共生条例に基づく指定外来種については、適切な防除に努めるとともに個体の飼養等をする場合に県への届出が義務付けられていますが、市民の理解が深まっていないために、安易に自然界へ放たれることもあります。今後は、生物多様性の向上のために、入れない、捨てない、拡げないという啓発を広く行っていきます。

●竹生島や葛籠尾崎の森林の保全・育成

竹生島では、カワウの営巣によって枯損、枯死した樹木の植生回復を進めています。地域、行政、関係団体が連携し、銃器によるカワウの捕獲、タブノキの植林を行うなど、竹生島の照葉樹林を再生し、生物多様性の保全を目指す事業を展開していきます。



■上空から見た竹生島

●早崎内湖の再生

干拓地となっている早崎内湖を、かつての動植物が多く生息していた水辺に戻し、みどり豊かな水辺空間となるよう県の取り組みに対し積極的に協力を深めます。

2. みどりを“うみだす”



●制度の活用によるみどりづくり

地区の特性に応じた緑地や生け垣などの配置についてルールを定める「地区計画制度」や、一定のまとまりのある住宅地などの良好な住環境を保全・創出するため、地域におけるみどりづくりについてお互いの合意のもと協定を結ぶ「緑地協定制度」等の活用を促進し、市民主体のみどりのまちづくりを推進します。

また、開発行為や建築行為に対しては、周辺環境に配慮したものとなるよう、引き続き適切な誘導に取り組みます。

●公共公益施設の緑化の推進

公共公益施設の緑化にあたっては、庁舎や学校など、質・量ともに地域のモデルとなることが求められることから、植生や周囲の景観等に配慮した樹種を選定するとともに、敷地と道路をつなぐみどりの空間の確保など、まちなみに調和し、まちなみづくりを先導する緑化を積極的に推進します。



■公共施設敷地の緑化例(さざなみタウン)

●事業所内の緑化の推進

事業所の緑化が促進されるよう、大規模な工場や商業施設には、周辺環境に配慮した植栽や緑地の整備などに対し、また、まとまった緑化スペースが確保できない事業所には、屋上や壁面など少ないスペースを有効に利用した緑化、プランターの設置などに対し支援します。

また、事業所が所有するまとまりのあるみどりは、地域の資産でもあることから、事業所に対し、敷地内のみどりの公開を要請するとともに、地域と連携した支援など、地域と共有できる仕組みを検討します。

長浜市工場立地法準則条例を制定し、特定工場の敷地面積に対する緑地面積の割合を緩和したことにより、今後、緑地面積が減少する可能性があります。他の事業所等の緑化の促進により、まちなか全体として緑地の総量の保全を図ります。

●道路緑化の推進

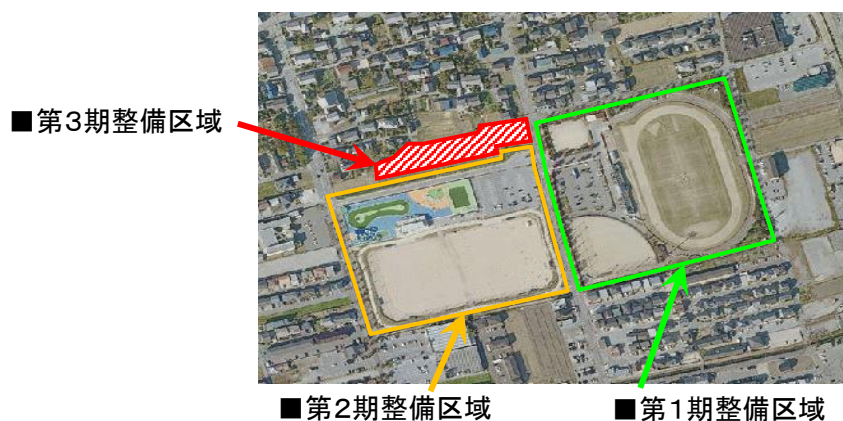
沿道のみどりは、市街地において季節を彩る貴重なみどりとなっていることから、幹線道路や都市計画道路等の整備の際は、街路樹の植樹や路肩の花植え、植樹柵の設置など、地域の実情を踏まえながら、県や地域住民と連携・協働して道路空間の緑化を推進します。

そして、優れた道路景観の創出、延焼防止などの防災機能を十分に発揮できるよう、樹種や道路空間に応じた植栽間隔を確保するとともに、樹形や開花時期を考慮して剪定を行う必要があります。良好な樹形や樹勢を保つよう維持管理を行うには専門的な技術や知識が不可欠であることから、管理業者の選定にあたっては、街路樹剪定士や造園技能士等の有資格者の雇用および配置を要件とする等、より優れた業者を選定する方法を検討します。

また、街路樹等の管理者である市の職員においても、業者を監督・指導する立場であることから、技術に関する知識を有している必要があります。樹種の特性を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択・維持管理ができるよう、積極的なスキルアップを目指します。

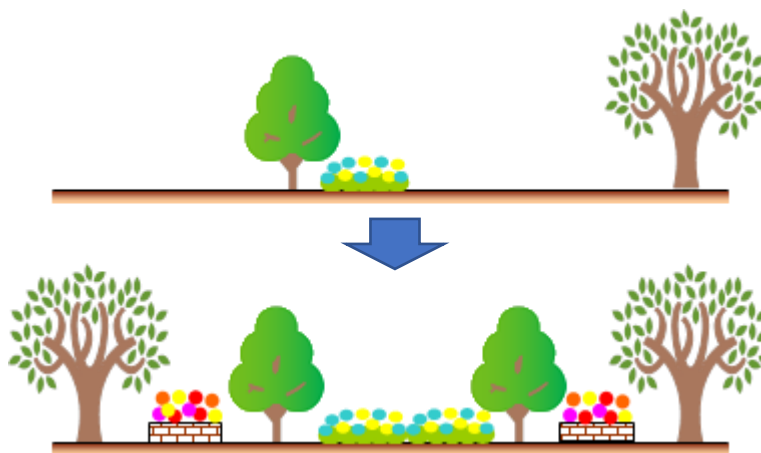
●神照運動公園第3期整備の推進

神照運動公園は、多面的なレクリエーション拠点ならびに広域的な防災拠点としての機能を果たすべく平成26年度に第2期整備工事が完了しました。引き続き第3期整備として、未整備区域の整備を推進し、機能や利便性の向上を図ります。



●市民活動により創出されたみどりのネットワーク化

市街地域における屋敷林や防風林、社寺林、生垣など、点在している植生が極度に失われないよう保全します。また、フラワーポットの設置や花壇づくりなどの市民の自主的な緑化活動を支援してみどりのネットワーク化を進め、市街地域においても多様な動植物が生息・生育できる環境を目指します。



■市民活動による樹木や花壇の植栽によるネットワーク化

●田村駅周辺の緑化・田村山の保全

市街化区域に位置する田村駅周辺は、周囲と調和したみどりのまちなみが形成されるよう、市民、市民団体・NPO、事業者、地元の高等学校・大学等と協働して緑化を推進します。特に駅舎の改築に伴う駅前広場の再整備では芝生等の緑地帯を設置するなど、都市環境の向上に努めます。

また、田村山は風致地区に指定されていることから、良好な自然環境や景観に配慮し、風致公園として整備を図ります。



■田村駅西口のクスノキ

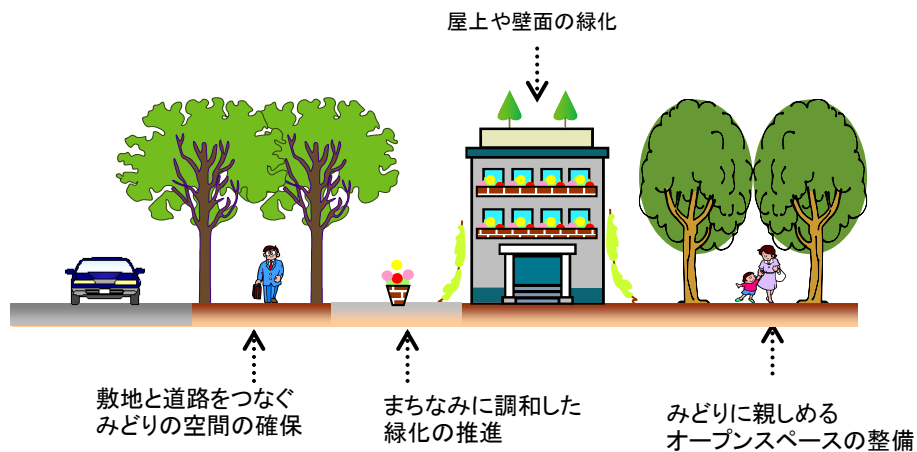


■緑化された長浜バイオ大学

●みどり豊かな中心市街地の形成

長浜駅周辺や中心市街地では、商業施設や住宅などが立地しているため、みどりが少ない状況にあることから、市民・市民団体・NPO・事業者等と一体となって以下のとおり多様な方法でみどり豊かな市街地の形成に取り組めます。

- ①壁面、屋上、駐車場など様々な空間・スペースを活用した緑化の促進
- ②市民、事業者、商店街等による自主的な緑化活動の促進
- ③沿道緑化など、快適なみどりのネットワークづくり
- ④ポケットパーク、親水空間などの整備



3. みどりを “いかす”



●豊公園の再整備

豊公園は、羽柴秀吉の居城であった長浜城の跡地に立地する総合公園です。

中心市街地と琵琶湖に面し、「日本さくら名所 100 選」「日本の夕陽百選」「日本の歴史公園 100 選」に選定されており、多くの市民や観光客が訪れています。

また、長浜市地域防災計画において、自由広場が広域避難場所と臨時ヘリポートに位置づけられるなど、防災公園としての位置づけもされています。



■豊公園

公園敷地全体を供用開始してから約 40 年経過しており、各施設の老朽化が進んでいることと、バリアフリー化をはじめ多様なニーズへの対応が求められることから、平成 29 年 3 月に豊公園再整備基本計画を策定し、順次再整備を進めています。

今後も公園利用ニーズの変化を踏まえながら、周囲と調和する緑化や施設の再整備に引き続き取り組みます。



●地域の拠点となる公園の見直し

人口減少が進む中、限られた財源の中で効率的な公園緑地の創出と維持管理を進めるため、公園の適正な配置や求められる公園の機能について検証を行い、見直しを進めます。

特に、長期未整備となっている2つの都市計画公園（梨木公園・みどり公園）については、計画決定から40年以上経過し、計画決定した当時と大きく社会情勢が変化しているため、公園の必要性や実現性の観点から見直しを行い、本計画の期間中に一定の結論を得るものとします。

●感染症拡大に伴うオープンスペースの活用

2019（令和元）年に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与えました。外出を控えることが多くなり、二次的な健康被害が心配されるなか、公園をはじめとしたオープンスペースの活用が進むことが見込まれます。

みどりに囲まれたオープンスペースの柔軟な活用に向けた公園施設等の見直しを進めることで、健康なところとからだづくりに寄与するよう努めます。

●河川の整備と親水化

姉川をはじめとする河川は、水辺にみどりを感じることができる潤いのある環境であることから、河畔林の適切な管理や並木道の整備、水辺の緑化など、親水空間づくりを進めます。

市街地を流れる河川は、みどりを身近に感じる貴重な水辺であるため、水辺とみどりに親しみのもてる環境づくりを進めます。特に、米川は市街地での回遊性を高めるため、遊歩道の整備や四季を楽しむ仕掛けづくりを検討します。

また、長浜新川のみどりが親水空間として市民に親しまれるよう、市民ボランティア等との協働により、清掃等の維持管理活動を引き続き推進します。



■姉川の緑地



■親水階段がある米川

●史跡と一体となったみどりの活用

横山丘陵や虎御前山、小谷山、山本山から賤ヶ岳にかけては、史跡と一体となったみどりであり、地域の歴史に深くかかわっている貴重な資産であるため、史跡やその周辺の一体的な保全に取り組むとともに、ボランティアと連携した史跡の周知や解説など付加価値を高める取組を進めます。

●自然体験型施設の活用

みどりの大切さについて理解を深めるためには、本市の豊かな自然環境・みどりに触れながら学ぶことが大切であるため、市内にある高山キャンプ場、大見いこいの広場、ウッディパル余呉などの自然体験型施設を活用したみどりの学習を推進します。

●ハイキングコースやビワイチコースの活用

横山丘陵、虎御前山、小谷山、山本山から賤ヶ岳にかけてのハイキングコースは、みどりに気軽に触れ合えるレクリエーションの場であることから、多くの人々が訪れ交流の場となるよう、市民ボランティアとの協働による適正な管理に取り組めます。また、琵琶湖一周サイクリング（ビワイチ）コースについても、川や公園をはじめとした長浜市の豊かなみどりを結ぶ軸として地域の魅力発見に活用すべく、県と協働し適切な維持管理に努めます。

●公園管理への民間活力の導入

民間事業者が持つノウハウや経営力を活かしたパークマネジメントを行い、収益施設の運営と公園管理のマッチングが円滑に行えるよう、公園における公募設置管理制度（Park-PFI）や指定管理制度の導入を検討します。豊公園において、国民スポーツ大会（令和 7 年）開催後の制度導入に向けて検討を進めます。

なお、これらの制度の導入に際しては、公園緑地の保全活動を行うボランティア団体等との協働によるみどりづくりの視点にも十分配慮して進めます。

※ Park-PFI…コラム（10 ページ）を参照

●グリーンカーテンの推進

個性豊かにみどりで飾られ建物は、市内に点在する身近なみどりであると同時に地域の財産でもあります。「ながはまグリーンカーテンコンテスト」の開催を通じて、グリーンカーテンに積極的に取り組んでいる家庭や事業所を表彰し、広く紹介することで、市民の温暖化防止対策に対する意識啓発を図り、温室効果ガスの削減に取り組めます。

●庭園文化の継承

小堀遠州の菩提寺である近江孤蓬庵や、国指定の名勝である大通寺含山軒庭園、同蘭亭庭園、慶雲館庭園、浄信寺庭園などの庭園は、歴史性があり文化的価値のあるみどりであるため、適正な保全に努めます。

また本市は、小堀遠州をはじめ、辻宗範、勝元宗益（鈍穴）、布施宇吉など多くの優れた作庭家を輩出した地であり、現在でも市内約500戸の民家に近代の日本庭園などの庭があることが、有志による調査「ながはまのお庭プロジェクト」で明らかになっています。これらの庭は個人所有であることから維持管理の負担が課題となっており、空き家になっている事例もみられるため、空き家の利活用にあたっては庭園の存在やその価値について積極的に情報発信を行い、移住希望者とのマッチングを図ります。また、所有者の協力を得て見学ツアーを開催する等、観光資源としての利活用を通じてさらなる価値の向上を図ります。



■大通寺含山軒庭園



■近江孤蓬庵

●風致公園や森林公園（生活環境保全林）の充実

石田山・八条山・神田山・虎御前山の各風致公園や、横山森林公園をはじめとする森林公園（生活環境保全林）を里山に親しむ活動拠点として、散策道、広場、駐車場などの施設の充実を図ります。

※ 生活環境保全林…荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木を植えたり、歩道や利用施設などを整備し、保健・レクリエーションや自然観察の場としてご利用いただくための森林です。



■横山森林公園

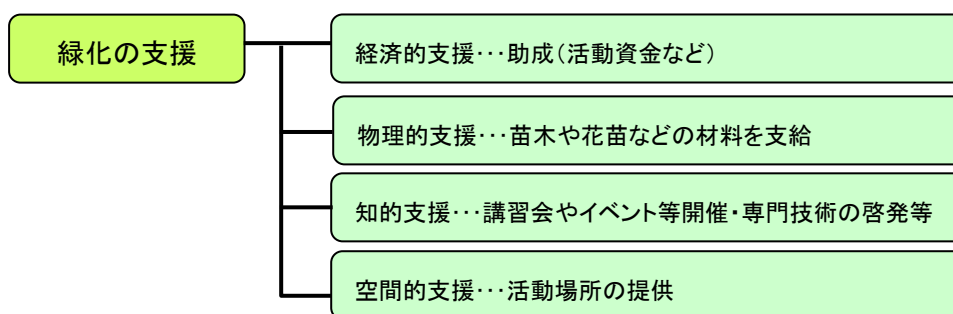
4. みどりを“つなぐ”



●緑化活動の支援

市民の生活に身近なみどりを守り、増やすため、生垣づくりなどに対する助成や、苗木や花づくりなどの手引書等の配布、園芸教室の開催など、市民一人ひとりの緑化活動に対し積極的に支援します。

花いっぱい運動や植樹など、自治会や市民団体のみどりづくりに対しても、助成や苗木の配布など積極的に支援をし、活動を促進します。



●保存樹等まちのシンボルとなるみどりの保全支援

長浜八幡宮（紫陽花）・総持寺（ボタン）・神照寺（ハギ）などの花の名所、鎮守の森、保存樹を含む巨木や名木など、地域の人々に慣れ親しまれてきたみどりは、地域のシンボルとして大切にされてきました。

市民アンケートの結果においても、身近なみどりの保全活動への参加意識が高くなっています。一方で、みどりに関する活動を行っていくために資材や資金などへの支援を求める意見も多くなっていることから、これらの支援や補助制度の拡充を検討し、市民との協働によるみどりの保全を進めます。



■保存樹に指定されているクスノキ（八幡中山町）

●みどりの学習の推進

子どもたちへのみどりの学習を進めるため、各学校と連携し、樹林地での自然体験、樹木の植栽、各地域におけるみどりの現況や緑地の経年変化を把握する調査、緑化実習、公園・街路樹等の維持管理など、授業や土曜学び座、緑の少年団などを通じて体験型のみどりの学習を推進します。

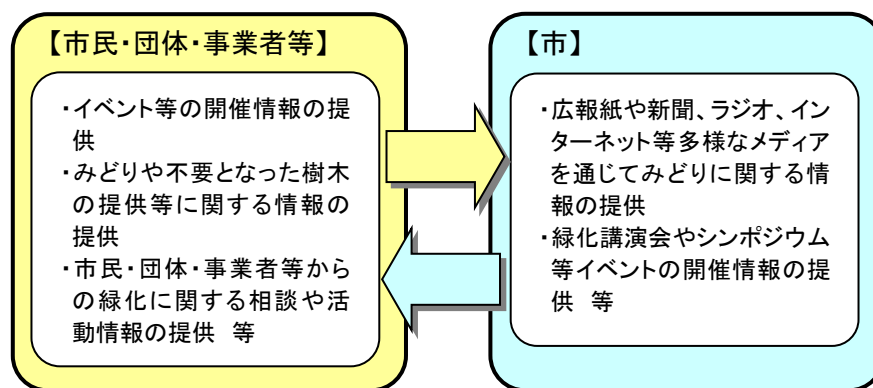
また、森林づくりの重要性について理解が深まるよう、小学生を対象にした森林環境学習「やまのこ」事業として、高山キャンプ場などの施設を活用した体験型学習を展開し、次代の森林を支える人づくりを推進します。

山門水源の森において行われている小中学校の森林環境学習についても、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」の協力を得ながら、引き続き推進します。

●情報の共有化

市内の水やみどりに関する現状を、市民が理解し、関心が深まるよう、長浜の四季、水辺・みどり・生きものなど、みどりに関わる様々な情報を市広報紙、マスメディア、インターネットなど多様な手段を用いて、継続的に発信します。

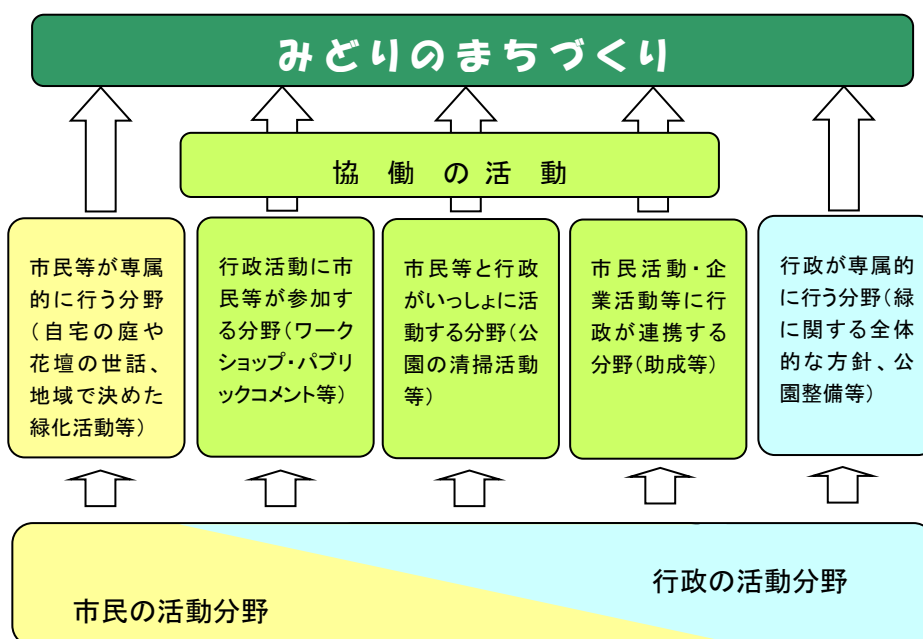
また、市内のみどりを守り・増やすため、不要となった樹木等の情報を希望者へ提供できる仕組みをつくるなど、市・市民・市民団体・NPO・事業者等の緑化活動やみどりに関する情報の共有化を推進します。



●市民、市民団体・NPO、事業者・大学等との協働によるみどりづくり

みどりのまちづくりを市域全体で効率的に推進するため、市民・市民団体・NPO・事業者・大学等と協働し、みどりのまちづくりや緑化に取り組みます。それぞれの立場がみどりの役割や機能を深く理解し、短絡的な伐採や未熟な管理による衰弱が起こらないよう、専門知識の普及啓発に取り組み、みどりに対する意識の向上をはかります。

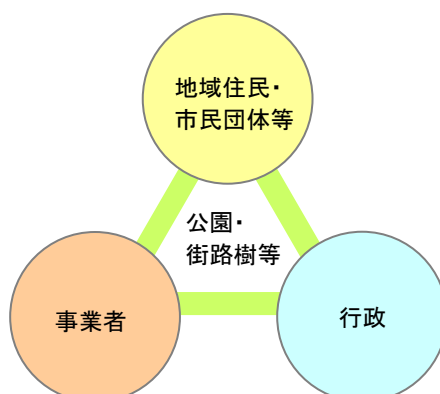
また、「住みよい緑のまちづくりの会」や「ながはま森林マッチングセンター」、「森林ボランティア団体」など、みどりづくりに関わる団体間の交流を促進するとともに、みどりに関わる団体が増えるよう、団体の組織化などに対する支援を進めます。



●公園・街路樹等の維持管理にかかる市民ボランティアの支援

公園や河川・道路等の公共空間の美化や保全を進めるため、市民・市民団体・NPO・事業者・大学などによる清掃美化活動が不可欠です。

市民ボランティアによる維持管理が継続する取り組みとして、物資面での支援等を行っていきます。



●山門水源の森の活用

滋賀県内最大級の湿原には特徴ある生態系が広がっており、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づき、「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」に指定されています。

ボランティアと協働した保全活動により、ミツガシワをはじめとして、クサレダマ、トキソウ、サギソウなどの貴重な生態系を次世代に引き継ぎつつ、資源を活かした自然環境教育の推進を図ります。



■山門水源の森に設置されている森の楽舎



■山門水源の森に再生されたビオトープ

●記念植樹等によるみどりの創出

自治会等への緑化苗木の無償配布する「生活環境緑化事業」、種子から苗木を育て様々な場所へ植栽する「みどりの里親制度」に引き続き取り組むとともに、新たに市民等の寄附による記念植樹の事業の創設を検討します。地域住民等が自ら植樹を行い、身近な環境の緑化を推進するとともに、体験を通じて緑化に対する意識の啓発を図ります。



■どんぐり植樹会の様子

● 第4章 重点的・先導的に取り組むみどりづくり

第4章 重点的・先導的に取り組むみどりづくり

第1節 重点的・先導的に取り組むみどりづくりの基本的な考え方

これまで示してきた施策を踏まえ、また、将来像の実現を力強く推進するため、優先度、効果、実施時期等を考慮して、重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として展開していきます。

重点施策は、市全域を対象とした取り組みと、特定の地域における取り組みの二つに体系立てて施策を展開します。また、特定の地域において取り組む施策では、優先的に緑化に取り組む「緑化推進重点地区」と、貴重なみどりを積極的に保全する「緑地保全重点地区」の二つに分けて施策を進めます。

なお、重点施策は、市民、市民団体、NPO、事業者、大学などと特に協働して取り組むこととします。

また、みどりをめぐる社会情勢の変化に対応するため、今後の検討課題として先導的な取り組みを進めます。

第2節 市全域を対象に取り組む施策

市全域を対象として重点的に取り組む施策は以下の2つとします。

- ・ 市民や事業者等との協働によるみどりづくり
- ・ 市民ボランティアによる公園・緑地等の保全活動の推進

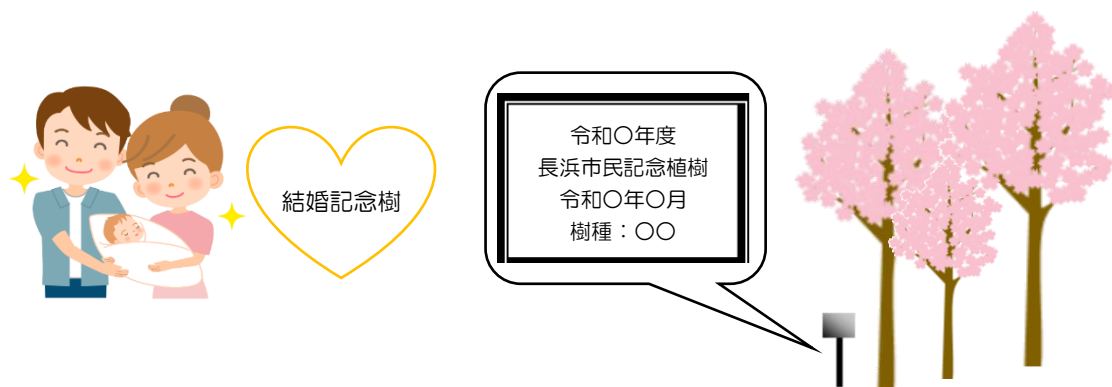
●市民や事業者等との協働によるみどりづくり

〔現況等〕

- 「緑の募金」の還元事業として自治会等への苗木の無償配布を行い、地域住民による身近なみどりづくりの活動が展開されています。里山周辺の自治会からの希望が多い一方で、まちなかの自治会からの希望は少ない状況です。

〔取り組み内容〕

- 滋賀県緑化推進会と協力し「緑の募金」事業に引き続き取り組むとともに、まちなかのみどりづくりにも生かしていただけるよう啓発を行い、市民による身近な場所への植樹を全市的な活動へと広げていきます。
- 結婚・誕生等の慶事を迎えた市民や、発展祈念等をされる企業・団体等に費用の一部を寄付していただき、豊公園等の市のシンボルとなる場所で花の咲く樹木の記念植樹を行い、新たな花と緑の名所づくりを目指します。



■市民記念植樹のイメージ

●市民ボランティア等による公園・緑地等の保全活動の推進

〔現況等〕

- ・緑地の保全や緑化の推進に対する市民や事業者の役割は大きく、本市においても里山や樹林地の保全活動、公園等の清掃活動など様々なボランティア活動が行われています。
- ・これらの活動を行っている市民団体は、花の植え方や手入れなどの専門的な知識やアドバイスなど必要な情報が得にくい状況にあります。
- ・市民生活に身近な河川の一部では、地元の自治会を中心に、堤防沿いの植樹や水辺のみどりの維持管理活動が展開されています。

〔取り組み内容〕

- ・公園や河川等の公共空間の美化や保全を進めるため、市民・市民団体・NPO・事業者・大学などによる清掃美化活動を促進し、取り組みの拡大に努めます。
- ・多くの人々に身近なみどりである公園や街路樹等の維持管理活動を促進するため、活動に対する支援を引き続き進めるとともに、活動者相互の交流・連携が行えるよう意見交換の場の創出に取り組みます。
- ・公園・緑地の保全等の活動を行うボランティア団体に対し、物資面での支援に取り組むとともに、専門家派遣等の技術的な支援を検討します。
- ・市民生活に身近な河川は、貴重な親水空間であることから、水辺のみどりの保全や育成に向け、引き続き自治会による維持管理活動を支援・促進するとともに、地域や市民団体、NPO、大学等と一体となって水辺のみどりづくりや河川清掃等の保全活動を引き続き進めます。



■市民ボランティアによる花壇の管理

第3節 特定の地域において取り組む施策

特定の地域において取り組む重点施策のうち、緑化推進重点地区は、みどりの育成、緑化の推進に関わる施策を重点的に推進し、みどりのまちづくりにおける先導的な役割を担う地区、緑地保全重点地区は、計画的かつ重点的に緑地の保全に取り組む地区です。

重点地区を明確に位置づけることにより、地区レベルでみどりの将来像を目に見える形にしておくことになり、目標の早期達成や周辺地区への波及効果が期待されます。

1. 緑化推進重点地区の選定

『緑化推進重点地区』は、以下に示すような地区の選定条件を踏まえ設定します。

- 駅前など都市のシンボルとなる地区
- みどりが少ない市街地
- みどりのまちづくりへの意識が高く、地元住民、市民団体等の積極的な緑化活動が期待できる地区

以上の選定条件に該当する場所として、本計画では「まちなかエリア」として以下の2つの緑化推進重点地区を設定し、地域特性に応じた緑化推進プランを策定します。

【まちなかエリア】

- 中心市街地地区
- 田村駅周辺地区

2. 緑地保全重点地区の選定

『緑地保全重点地区』は、以下に示すような地区の選定条件を踏まえ設定します。

- 良好な風致・景観を維持するためみどりを保全する必要がある地区
- 固有の生態系を保全する必要がある地区
- 貴重な歴史的資源とみどりを一体的に保全する必要がある地区

以上の選定条件に該当する場所として、本計画では「里山」と「水辺」の2つのエリアに分けて下の8つの緑地保全重点地区を設定し、地域特性に応じた緑地保全プランを策定します。

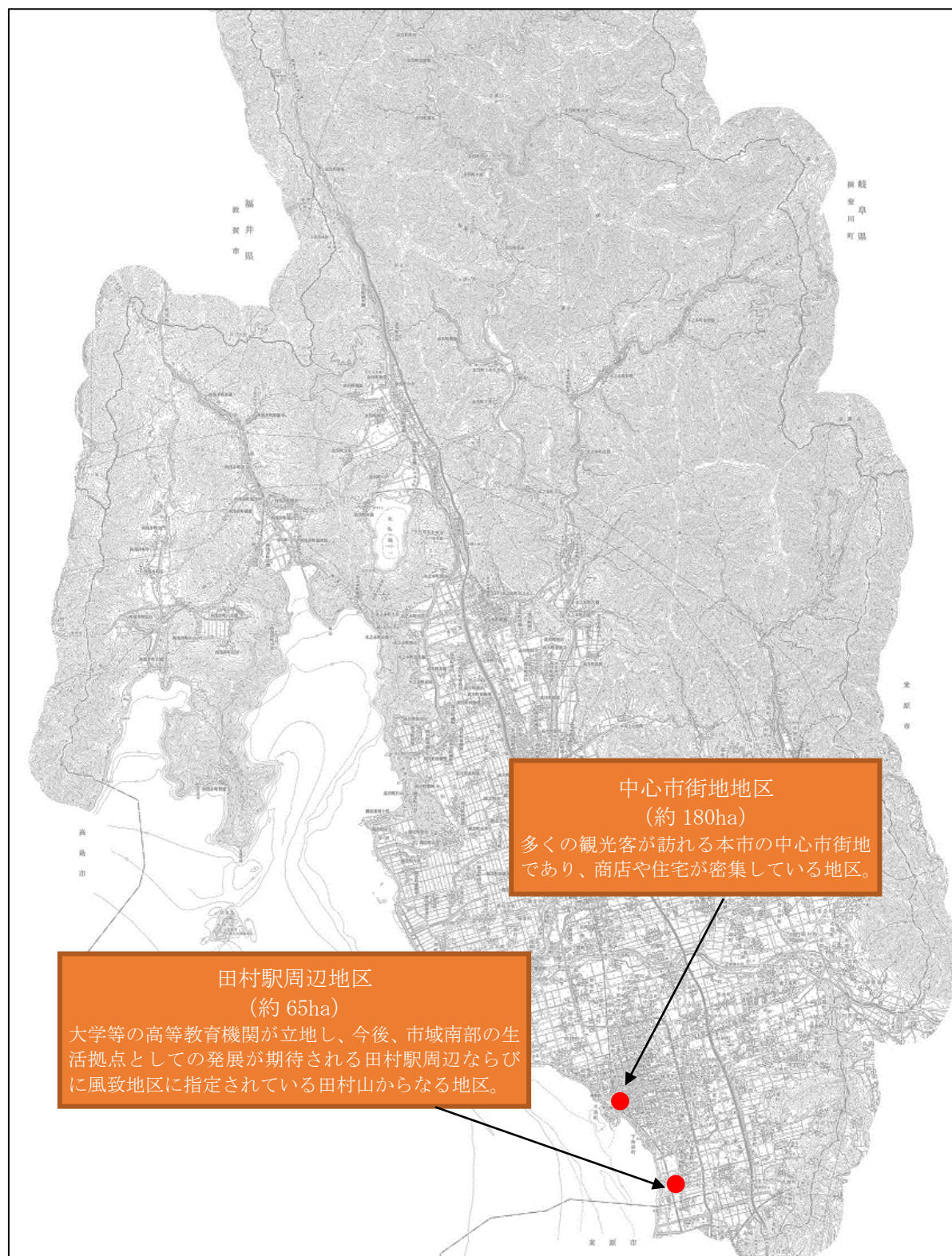
【里山エリア】

- 福良の森周辺地区
- 虎御前山・小谷山周辺地区
- 西野水道・古保利古墳群周辺地区
- 山門水源の森地区
- 横山丘陵地区

【水辺エリア】

- 竹生島・早崎内湖周辺地区
- 水鳥公園周辺地区
- 余呉湖周辺地区

●まちなかエリア 【緑化推進重点地区】



〔エリアの概要〕

- 中心市街地地区

秀吉公開町以来の町の形態が保たれており、まちなみづくりが進められている商店街や黒壁スクエアには、観光客が多数訪れています。また、市街地には、長浜駅や商業施設などの都市的機能も集積する一方で、豊公園に代表される都市公園や市街地の貴重なみどりを有する社寺も点在していますが、全体的に商店や住宅が密集し、みどりが少ない地域です。

- 田村駅周辺地区

琵琶湖や田村山など自然環境に恵まれている一方で、バイオに関連した施設等の立地が進むなど、今後長浜市の副都心としての発展が期待される地区です。また、大学等の高等教育機関や長浜ドーム等の公共施設も含まれています。

〔取り組み内容〕

- 市街地では緑化スペースが限られているため、壁面・屋上や空き地の活用など空間を活かした緑化を促進します。
- 市役所庁舎やさざなみタウンをはじめとする公共施設の緑地の適切な維持管理に取り組みます。
- 市民・市民団体・NPO・事業者等と協働し、沿道や駐車場など公共空間の緑化、「グリーンカーテンコンテスト」の開催などにより壁面緑化を推進するなど、みどり豊かな市街地の形成に取り組みます。
- 多くの市民や観光客に親しまれている豊公園は、施設の老朽化や樹木の生育不良などに対して、利用者ニーズ等を踏まえながら、計画的な再整備を進めます。
- サイエンスパークに立地する事業所や大学等が所有する広い敷地に対しては、周辺景観に調和する緑化を促進するとともに、周辺地域への緑地の開放などの協力を要請します。
- 琵琶湖岸と駅がみどりで結ばれる回廊となるよう、地域住民、事業者、学校等と協働し、植樹やフラワーポットなどによる沿道緑化や維持管理、周辺の公共空間の緑化などのみどりづくりを推進します。
- 風致地区に指定されている田村山は、良好な自然環境や景観に配慮した風致公園として整備を図ります。
- 豊公園や田村辻町公園などのみどりの拠点となる公園において、市民が育てる公園花壇の取り組みや、公園で育てた花の配布などの取り組みにより、拠点から地域全体へみどりづくりを広げます。

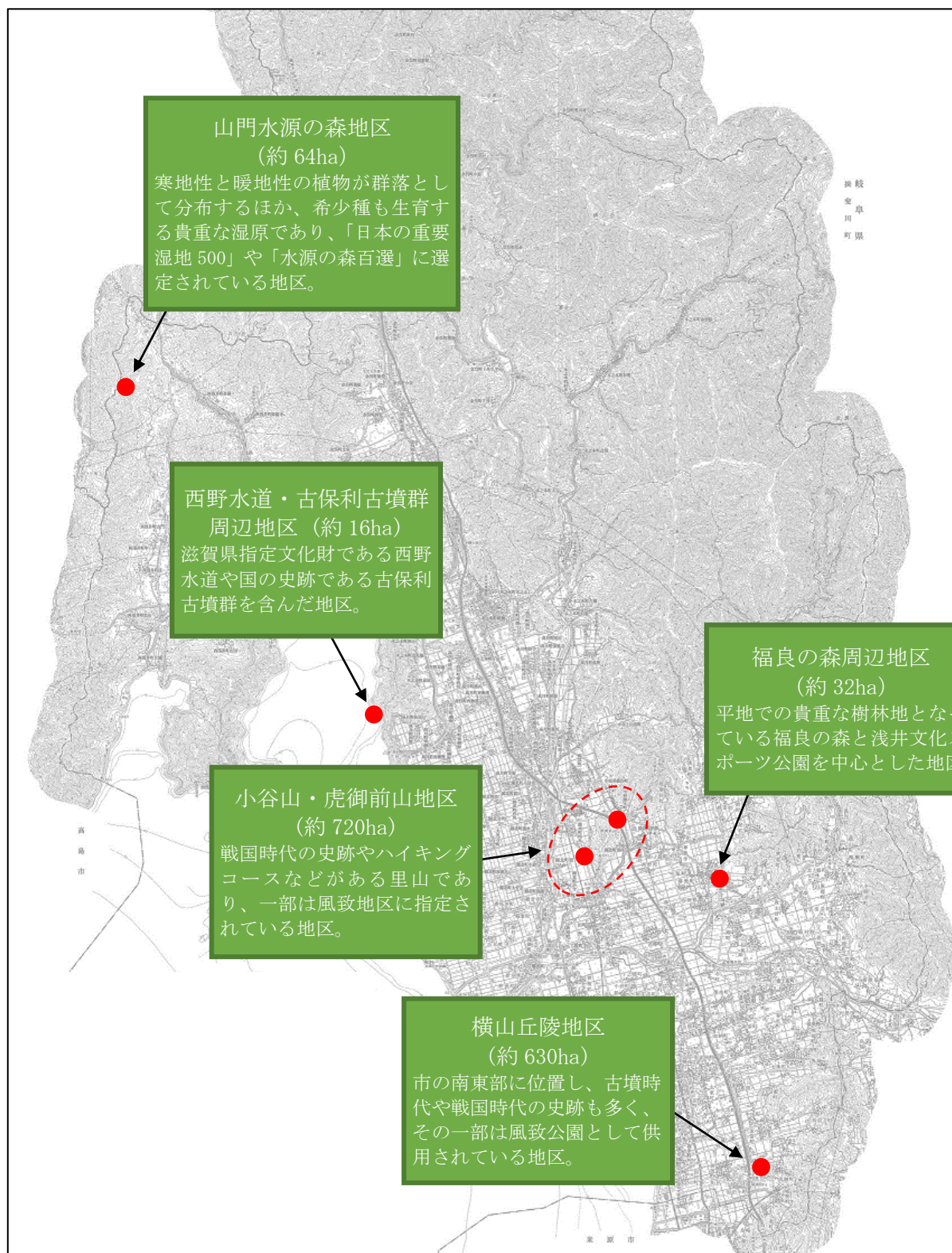


■ 中心市街地



■ 田村駅西口のクスノキ

●里山エリア 【緑地保全重点地区】



〔エリアの概要〕

- 横山丘陵

長浜市の南東部と米原市の境界部に位置し、古墳時代の豪族を祭った古墳が多くみられるほか、戦国時代には姉川の合戦の舞台となった横山城などの城郭も造られ、その旧跡を偲ぶことができます。一部は風致公園（石田山公園）として供用されています。

- 福良の森

平地に残された貴重な樹林地であり、また、周辺の集落に接していることから、昔は薪や柴などの燃料を手に入れるための森として地域の人々の生活に深くかかわってきました。生活様式の変化に伴い、しだいに人の手が入らなくなり荒廃が進んでいましたが、森の中を通る里道が再整備され、近隣の学校等で校外活動の場として利用されるなど、環境学習の場としての活用が広がっています。

- 虎御前山

桜や紅葉の名所であるとともに、戦国時代の砦跡などの史跡を有する里山であり、史跡を巡るハイキングコースも整備されています。また、自然環境や歴史景観を維持・保全するため一部が風致地区に指定されている地区です。

- 小谷山周辺

戦国時代に浅井家が3代にわたって居城とした小谷城やその支城であった丁野山城・中島城の城跡・遺構が広がり、国の史跡にも指定されています。「小谷丁野町里山づくり委員会」などのボランティア団体により、間伐や除草等の森林整備や散策道の整備が行われ、史跡を生かした里山づくりの取り組みが進められています。

- 西野水道・古保利古墳群

西野水道は、西山のふもとから琵琶湖に向かって貫かれている排水用の岩穴で、江戸時代末期に水害から西野の村と田畑を守るために整備され、県指定文化財に指定されています。現在は、周囲がみどりに囲まれ、水道の入り口付近にはほりぬき公園が整備されています。古保利古墳群は、国の史跡に指定されている大規模な古墳群で、「西野山」から「山本山」の尾根約3kmにわたり132基の古墳が点在しています。

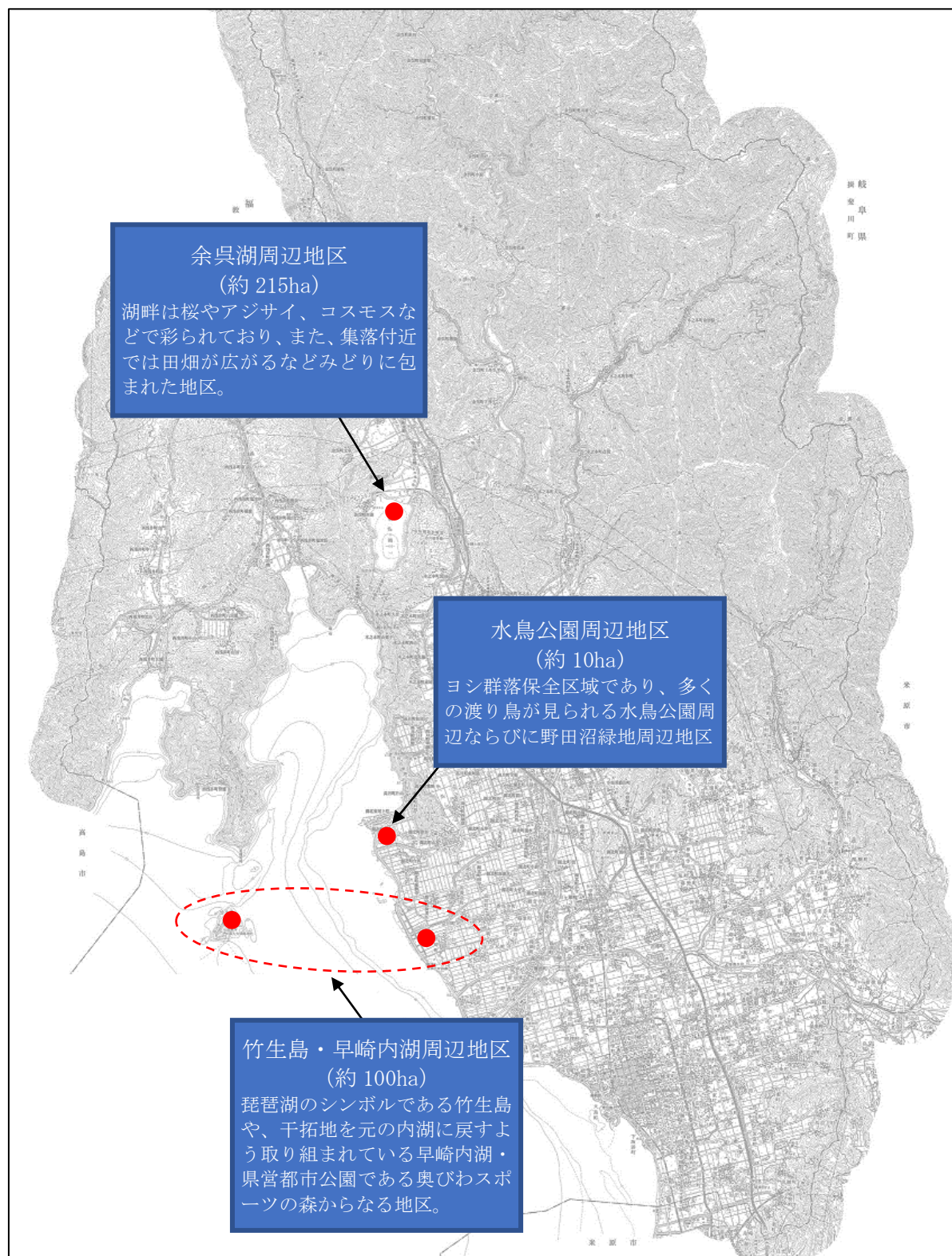
- 山門水源の森

寒地性と暖地性の植物が群落として分布するほか、希少種も生育する貴重な環境であり、「日本の重要湿地500」や「水源の森百選」に選定されています。かつてはゴルフ場予定地として開発の危機にさらされましたが、平成8年に滋賀県が買収し保安林に指定されました。その後、森に人が訪れるようハイキングコースや展望台などが設置され、湿原保護地域を含めて一般に公開されています。

〔取り組み内容〕

- 横山丘陵では、「横山はらっぱ倶楽部」などのボランティア団体により行われている、散策道や階段の敷設、展望点の整備、枯れ松の伐採等の活動を支援するとともに、「みどりの里親制度」による植樹についても、引き続き協働・連携して取り組みを進めます。
- 福良の森は、自然環境の残る樹林地を、維持管理を通じた環境体験学習・自然観察やみどりの学習の場として活用するとともに、隣接する浅井文化スポーツ公園を市民の交流拠点や広域的なレクリエーション拠点として施設の充実に努めます。
- 多くの市民や観光客が訪れるよう、虎御前山から小谷山・岡山（丁野山）にかけてのハイキングコースを設定するとともに、桜や紅葉のPRや史跡等の誘導看板を設置するなど、史跡と一体となったみどりの活用努めます。
- 西野水道・古保利古墳群周辺では、みどりが包む史跡を多くの人々が訪れやすくなるよう適切に維持管理するとともに、案内看板の設置や史跡を結ぶルート整備などに努めます。ほりぬき公園は地域住民だけでなく多くの市民や観光客等も訪れるレクリエーションの場となるよう、史跡と一体的に周知するとともに、地域住民やボランティア団体と協働し史跡と関連した特色ある公園づくりに取り組みます。
- 山門水源の森は、林地化した湿原や放置された森を復元するため、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」などのボランティア団体と協働・連携し、環境体験学習・自然観察やみどりの学習の場として活用します。

●水辺エリア 【緑地保全重点地区】



〔エリアの概要〕

- 竹生島・早崎内湖

竹生島は常緑樹に覆われた周囲2キロメートルの島で「深緑 竹生島の沈影」として、琵琶湖八景の一つに挙げられています。かつては、大量に生息したカワウの影響で樹木の枯死が深刻な状態でしたが、現在はカワウの捕獲やタブノキの植樹により、回復傾向にあります。

早崎内湖はかつては琵琶湖と水路でつながる湿地帯でしたが、昭和40年頃に食糧増産のために全面が干拓されました。現在、干拓地を元の内湖に戻すためビオトープ化などの取り組みが進められています。

- 余呉湖

天女の羽衣や龍神・菊石姫の伝説が残る神秘的な湖で、湖面がおだやかで鏡のようであることから、別名「鏡湖」とも呼ばれています。また、湖畔は桜やアジサイ、コスモスなど季節ごとのみどりで彩られており、野外活動センターなどの施設や遊歩道も整備されています。湖周辺は山が切り立っている個所がある一方、集落付近では田畑が広がり、湖がみどりに包まれています。

- 水鳥公園周辺

県指定のヨシ群落保全区域になっており、また、奥の洲付近は「日本の夕陽百選」に選ばれるなど、琵琶湖岸の景観資源となっているとともに、野鳥の生息場所でもあり、冬期には多くの渡り鳥が見られます。



■水鳥公園周辺(野鳥の様子)



■湖北野鳥センター(観察の様子)

〔取り組み内容〕

- 竹生島の森林や景観を守るため、国や県と連携し、継続的な取組を進めます。また、カワウの捕獲やタブノキの植樹を継続していけるよう、国や県に要請していきます。
- 早崎内湖の再生に向けた取り組みを県へ要請するとともに、その取り組みに対し協力を深めます。また、ボランティア団体や小学校と連携し、水生生物観察やみどりの学習の場として積極的に活用します。
- 県営都市公園である奥びわスポーツの森は、広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点とし

て、施設の適切な管理や緑地の保全を県に働きかけます。

- 水鳥公園周辺は、琵琶湖岸や野田沼緑地公園のみどりを保全するため、地域住民等との協働により除草・清掃等の維持管理活動に取り組みます。また、活動の輪を広げるため、広く市民や来訪者等からボランティアを募集するなど、継続した保全活動が展開できる仕組みを検討します。



■森林の保全により植生が戻りつつある
竹生島



■冬鳥の渡りが見られる早崎内湖

第4節 先導的なみどりづくりを推進するための検討課題

社会情勢の変化に対応するための先導的なみどりづくりの検討課題として、以下の取り組みを進めます。

（１）みどりの現状把握および将来予測のためのしくみの構築

計画を実現するためには、どこにどのような緑があるのか、みどりの最新の分布状況を経年把握しておく必要があります。GIS（地理情報システム）によってデータベース化して、状況の解析や将来変化の予測のためのしくみづくりを検討していきます。

（２）まちのみどりの持続可能性と質を高めるための技術の導入

市街地におけるみどりの健やかさを保つための街路樹植栽基盤の整備の際は、良好な植栽土壌や排水のための砕石や排水管などの設置を検討します。また、剪定の際は本来の樹形を尊重した、景観配慮型の街路樹剪定に努めます。

（３）モビリティの変化にともない可能となる新たなみどりの創出

ICTや技術革新の進展により、近い未来には自動運転車両が街路上で低速移動と停留を繰り返しながらサービスを提供することになり、車線が減って歩道が増えるかもしれません。また、オンデマンドサービスが主流となり、自動車を所有したり駐車したりしておく必要が無くなるため、駐車場の多くが余剰スペースになるかもしれません。増えた歩道余地や余剰となった駐車場の一部は、グリーンインフラストラクチャーとして、あるいは、屋外の余暇活動空間として、新たなみどりの形成に利用できるようになることから、こうした余剰スペースでのみどりの創出の可能性について検討する必要があります。

（４）生産と結びつく生活の場としての新たな緑の創出

SDGsの達成などの社会的な要請を背景に、農業と人々の暮らしとの間の距離が、今よりも小さくなる可能性があります。耕作放棄された農地の活用など、生産と結びつく生活の場としての新たなみどりの創出を検討する必要があります。

（５）Eco-DRRとグリーンインフラストラクチャーの概念の導入と普及の促進

地球規模での気候変動が顕在化する今日、自然災害への対応の考え方として、Eco-DRR（Ecosystem-based disaster risk reduction, 生態系を活用する防災減災）が着目されるようになり、グリーンインフラストラクチャーの導入が各地で進められるようになりました。本市においてもEco-DRRおよびグリーンインフラの概念の導入と普及の促進を早急に検討する必要があります。その際、低密度管理下にある空地や裸地等も雨水浸透性のある土地として積極的にとらえる等、価値観の転換も視野に入れる必要があります。

（６）次世代によるみどりの活用に向けたコンテンツの構築

今後の社会を担うことになる世代、特に 1990 年代後半以降に生まれた Z 世代は、自己実現を重視する傾向があると言われています。身近な公園や緑地は、次世代にとって自己実現のための場として活用される可能性があります。お互いの想いを尊重しながら、誰でも自由に自分の想いを実現できる場として、公園や緑地を使いこなす、ということが当たり前になれば、その場を大切にしたいという思いから、その場を大事に守り育てていくことになります。そのために必要な環境整備や活動への支援などを検討する必要があります。

特にデジタルネイティブ世代に向けた情報発信については、ソーシャルメディアを活用が効果的と思われることから、インフルエンサーによるみどりの宣伝活動、地域間でみどりの質を競い合い高め合うプログラムの企画と実施など、次世代の感性に響く動的なサイトとコンテンツを構築することを検討する必要があります。

（７）みどりを支える新たなしくみの構築

みどりを守り育てるための資金確保については、クラウドファンディングなど寄付を募る新たな手段が普及しています。さらに今後は、投資型の資金確保の手段も注目されます。中でも、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）は、民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果（社会的コストの効率化部分）を支払の原資とすることを目指すものであり、海外では、グリーンインフラストラクチャーの整備で下水処理施設整備にかかる費用を削減する、エンバイロンメンタル・インパクト・ボンド（EIB）を導入した事例が存在します。こういったみどりに関する事業成果を明確に掲げ、EIB を導入する可能性について検討する必要があります。

● 第5章 計画の実現に向けて

第5章 計画の実現に向けて

第1節 市民、事業者、市の役割

みどりの将来像の実現には、多様な主体がそれぞれの役割を理解し、行動することが重要です。このため、市民（市民団体・NPO等）、事業者、市などの各主体に求められる役割を明らかにし、それぞれが役割に応じたみどりづくりを実践するなかで、各主体が連携、協力して取り組みを進めていくこととします。

【市民（市民団体・NPO等）に求められているもの】

- みどり豊かなまちづくりを進めていくためには、民有地内のみどりづくりが大切であることから市民一人ひとりがみどりづくりの必要性を理解し、主体的にみどりづくりに取り組むことが重要です。そのため、自宅の庭など身近なみどりづくりをはじめ、みどりにかかわるボランティア活動等へ積極的に取り組むことが求められます。
- 本市には、各地域づくり協議会をはじめ、自治会や老人会、自然環境の保全に関わる団体など、様々な市民団体やNPO等がみどりの保全や緑化に関わる活動を展開していますが、みどり豊かなまちづくりを進めるためには、各主体が連携を強めるなかで、公園の再整備や樹林地の保全活動など、これまで以上に実践的な活動が求められます。

【事業者に求められているもの】

- 事業活動を展開するなかで、自らもみどりづくりの主体であることを認識し、周辺環境や地域の景観に配慮した敷地内や周辺の緑化、地域住民と連携したみどりづくりへの参画など、主体的なみどりづくりへの取り組みが求められます。

【市が行うべきこと】

- 市民（市民団体・NPO等）や事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、みどりの保全、緑化活動に対する助成など、各主体の自主的な取り組みに対し、積極的に支援します。
- 公園や道路などの公共施設の整備にあたっては、地域の自然環境、景観等に調和した緑化を積極的に進めます。
- 市内のみどりの現況や経年変化を航空写真等を活用しながら定期的に調査するとともに、必要に応じて、長浜市民満足度調査により市民のみどりに対する意識調査を実施するなど、みどりの現状や市民意識の把握に努めます。

第2節 実現化に向けた推進体制の確立

将来像の実現に向け、市民、事業者、市のそれぞれが、主体的にみどりづくりに取り組めるよう、各主体がみどりの大切さや効果・機能を理解し、みどりづくりの取り組みを連携して進められる体制を確立します。

（１）市民（市民団体・NPO等）、事業者、大学、市の連携

みどりづくりの推進にあたっては、市民（市民団体・NPO等）、事業者、大学、市の連携した取り組みが必要なことから、相互が意見交換できる場づくりや情報の共有など、地域が一体となった取り組みを進めます。

（２）市の体制の充実

みどりづくりを推進する組織の強化に努めるとともに、農林や環境などの関係部署との連携を強化し、総合的に施策を推進します。

（３）関係機関との連携

みどりは市域を超えて連続しているため、隣接する自治体や関係する行政機関との連携が必要なことから、近隣自治体、国や県、その他関係機関と協力し、みどりのまちづくりを推進します。

（４）みどりづくり団体の育成

本市では、各地域づくり協議会をはじめ、自治会や老人会、自然環境の保全に関わる団体など、みどりの保全や緑化に関わる様々な市民団体が活動しています。みどりのまちづくりの推進にあたっては、市民（市民団体・NPO等）、事業者、市が連携して取り組む必要があることから、さまざまな主体の参画によるみどりづくりを目的とした団体が、中核的な役割を果たすことが望ましいと考えられます。

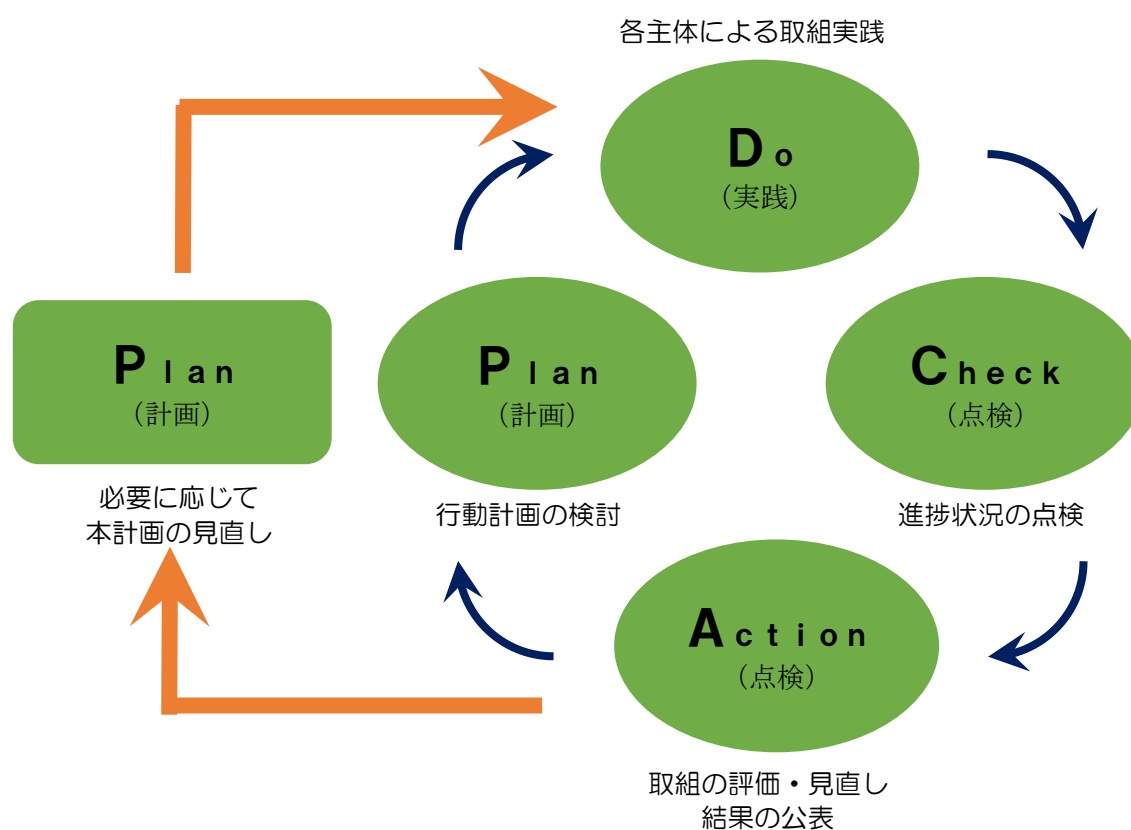
現在、本市では、みどりのまちづくりを進める団体として、市と連合自治会や関係団体、事業者で構成する「長浜市住みよい緑のまちづくりの会」が組織されていますが、実質的に市が運営していることから、多様な主体による自主的な活動が展開される状況には至っていません。このため、市民、事業者、市の各主体が主体的に運営する組織となるよう「長浜市住みよい緑のまちづくりの会」の在り方を見直し、みどりの将来像の実現に向けた取り組みを進めます。また、多様な主体により、みどりづくりの輪が広がるよう、活動内容など情報交換の場づくりを進め、市全域でみどりのまちづくりを進めます。

第3節 進行管理

みどりの将来像の実現に向け、各施策を計画的に実施できるよう、計画（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、施策の改善・見直し（Action）のPDCAサイクルでの進行管理を行います。

各種施策の実施にあたっては、市民（市民団体・NPO等）、事業者等と連携しながら進めます。

また、計画の評価にあたっては「長浜市住みよい緑のまちづくりの会」が、みどりの保全、創出、活用に関して提言することとし、必要に応じて、取り組みの評価・見直しを市ホームページ等で公表します。



PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

長浜市みどりの基本計画

改定年月： 令和４年３月

編集： 長浜市 都市建設部 都市計画課

〒526-8501 長浜市八幡東町632 番地

TEL：0749-65-6541 FAX：0749-65-6760

メールアドレス：toshikei@city.nagahama.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.nagahama.lg.jp/>